

環境報告書 2006

Environmental Report



独立行政法人
環境再生保全機構



目次

報告書をお読みいただく皆様へ	1
経営理念・経営方針・職員行動指針	3
組織体制・業務概要	6
環境保全への取組	
1) 緑地整備関係建設譲渡事業	8
2) 公害健康被害補償業務・予防事業	22
3) 地球環境基金事業	36
4) その他の事業	46
業務における環境配慮	
1) 「環境配慮のための実行計画」と 「環境物品等の調達の推進を図るための方針」	49
2) 体制及び運営方法	52
3) 今後の取組	52
4) オフィスにおける省エネルギー等の活動	54
5) 環境物品等の調達状況	58
6) 再生紙の利用	59
皆様とのコミュニケーション	62

【環境報告書の作成にあたって】

【環境省「環境報告書の記載事項等の手引き（平成 17 年 12 月）」対照表】

【自己評価結果】

【編集後記】

【ご意見・ご感想をお寄せください（皆様へのアンケート）】





！ 報告書をお読みいただく皆様へ

環境分野の政策実施機関として、率先して環境保全のための活動に邁進していきます。

独立行政法人環境再生保全機構は、法律で定められた環境の再生と保全のための各種業務を実施しています。業務は、公害健康被害の補償と予防、民間団体が行う環境保全活動への支援、環境保全のための緑地整備など多岐にわたります。平成 18 年 3 月からは新たに石綿健康被害救済業務を開始し、円滑な遂行に全力を尽くしています。



昭和 30 年代から 40 年代の高度経済成長の過程で、全国各地に大規模な公害問題が起こり、多くの方が健康被害を受けました。公害が大きな社会問題となり、公害防止のための法整備が進められ、様々な対策が講じられる中、公害防止施設の建設を推進する機関として、昭和 40 年に公害防止事業団が設立され、また、健康被害者の迅速な救済を図るため、昭和 49 年には公害健康被害補償協会が設立されました。両機関では、公害による健康被害を予防するための事業や、民間における環境保全活動を支援するための事業などにも取り組んできました。平成 16 年 4 月、それらの業務を引き継ぎ、独立行政法人環境再生保全機構が設立されました。

本機構は、その業務自体が環境保全を目的としており、業務の実施に当たっては、環境に対して格段の配慮を要することは言うまでもありません。この精神のもと、経営理念・経営方針・職員行動指針や環境配慮のための実行計画を策定し、それに従って業務を遂行しております。

今般、環境配慮促進法に基づき、環境報告書をはじめて作成し、公表することになりました。機構が実施している環境保全のための業務と業務を実施するに当たっての環境配慮の取組の状況をまとめ、皆様にご報告する次第です。

本機構は、今後とも、環境分野の政策実施機関としての使命を果たしていきます。我々の業務と環境配慮の実績に対するご理解と将来の業務へのご助言・ご意見を賜れば幸甚に存じます。

平成 18 年 9 月

独立行政法人環境再生保全機構

理事長 田中健次



環境再生保全機構の概要



設立年月日及び根拠法

平成 16 年 4 月 1 日 独立行政法人環境再生保全機構法（平成 15 年法律第 43 号）

環境再生保全機構（以下、「機構」という。）は、「特殊法人等整理合理化計画」（平成 13 年 12 月 19 日閣議決定）に基づき、旧公害健康被害補償予防協会及び旧環境事業団について、事業、組織の見直しが行われ、新たに「独立行政法人環境再生保全機構」として平成 16 年 4 月 1 日に設立されました。



目的

公害に係る健康被害の補償及び予防、民間団体が行う環境の保全に関する活動の支援、ポリ塩化ビフェニル廃棄物の処理の円滑な実施の支援、廃棄物最終処分場の維持管理積立金の管理、石綿による健康被害の救済等の業務を行うことにより、良好な環境の創出その他の環境の保全を図ること。



所在地

本部	〒212 - 8554 神奈川県川崎市幸区大宮町 1310 番ミュージア川崎セントラルタワー
大阪支部	〒530 - 0002 大阪府大阪市北区曽根崎新地一丁目 1 番 49 号梅田滋賀ビル
富士建設事務所	〒417 - 8601 静岡県富士市永田町一丁目 100 番富士市役所内



役職員の状況

理事長 1 名、 理事 3 名、 監事 2 名

職員数 116 名

（平成 18 年 3 月 31 日現在）



主務大臣・主務省

	役職員及び財務・会計等に係る管理業務	環境大臣
	民間団体が行う環境保全活動の支援業務及びこれらに附帯する業務	農林水産大臣、経済産業大臣、国土交通大臣及び環境大臣
	の業務以外の業務	環境大臣
	機構業務の特例（建設譲渡事業等）	国土交通大臣、環境大臣



経営理念・経営方針・職員行動指針

環境分野の政策実施機関として、国内外からの様々な要請に応え、環境施策の一翼を担っていきます。

機構は、独立行政法人環境再生保全機構法に基づく業務を適切かつ着実に推進するとともに、独立行政法人に求められる自主的・自律的な組織及び業務運営を行い、また、環境分野の政策実施機関としての役割と基本姿勢を明らかにするため、経営理念、経営方針及び職員の行動指針を平成 16 年に策定し、その趣旨に沿って組織運営を行っています。

経営理念

私たちは、環境分野の政策実施機関として良好な環境の創出と保全に努め、地球規模で対策が必要となる環境問題に対し、機構が有する能力や知見を活用して、国内外からの様々な要請に応えることにより、真に環境施策の一翼を担う組織となることを目指します。

経営方針

- 良質なサービスを提供し、機構と関わりのある組織や人々との良好な信頼関係の構築を目指します。
- 公共性の見地から業務遂行の透明性を確保するとともに、組織と業務の効率的運営に努めます。
- 関係法令、規程等を厳正に遵守するとともに、常に環境に配慮しつつ業務を遂行し、社会の範となるよう努めます。
- 職員の業績や能力を適正に評価し、環境施策のエキスパートの育成を図り、活気のある職場の構築を目指します。

職員行動指針

《機構の使命を果たすための行動》

- 国の政策実施機関としての使命を自覚し、常に相手の立場を尊重して業務を遂行するとともに、関係法令を遵守し、倫理観をもって行動する。
- 幅広い知識・技術の向上に努め、内外のニーズに的確に応える。
- 常にコスト意識をもって計画的に業務を遂行する。

《業務に取り組む姿勢》

- 業務に自主的に取り組み、最後まで責任を持って遂行するとともに、新たな課題に挑戦する。
- 環境施策の一翼を担う組織の一員として、常に環境に配慮しつつ、業務を遂行する。
- 業務の効率性を高めることにより迅速かつ着実に業務を遂行し、明るく活気のある職場環境を作る。



コ ラ ム

田中理事長の環境問題に対する考え方、今後の仕事の進め方などについて聞きました。

- 環境問題の現状についてどのように考えていますか？

田中理事長 - かつての公害問題は深刻な健康被害をもたらし、現在でも 5 万人近くの認定患者さんがおられますが、対象地域は工業地帯など汚染源の周辺地域に限られていました。現在の環境問題は、気候変動などのように地球規模のものになってきました。その原因も、産業活動だけでなく、国民の日常生活のあり方も関係するようになってきました。また、経済発展に伴い、開発途上国では、我が国で経験した公害問題が発生しています。また、昨年我が国で明らかになったのが石綿による健康被害の発生です。石綿に曝露してから何十年も経ってから重篤な病気が発生するという誠に衝撃的なものです。現在の環境問題は、地域も原因も広がってきました。このため、問題が起こる前にそれを未然に防止することが重要であると皆が認識するべきだと考えています。

- その中で、機構の担当者が果たすべき役割は何ですか？

田中理事長 - 機構は、環境分野における政策実施機関です。現在、公害健康被害の補償・予防業務、地球環境基金事業、石綿健康被害救済業務等を実施しています。各業務それぞれについて、実施することが制度的に決められた深い理由があることから、担当者は、業務の主旨・目的を十分に認識し、効率的・効果的に実行しなければなりません。このため、機構では、経営理念・経営方針・職員行動指針を策定し、適正な組織運営を図り、責任の自覚を促してきたところです。また、機構の担当者は、制度を動かしている最前線にあり、現場を熟知している訳ですから、プロとして国民の負託に応えることができるように仕事をしなければなりません。



- 石綿による健康被害の発生が明らかとなり、機構がその救済業務を行うこととなりましたが、今後、どのように仕事を進めていくのですか？

田中理事長 - 最も重要なことは、新たに制定された法律に基づく救済制度を円滑に実行することです。救済制度は、健康被害者または遺族からの認定の申請が出発点になることから、まずは、制度の周知を図るため、環境省や厚生労働省と連携して、広報に努めてきたところです。また、フリーダイヤル()を設置し無料電話相談等を行ってきました。申請があった後の認定の手続きも、体制を整備し、全力を尽くして実施しています。今後とも手続きの迅速化に努めることとしています。また、平成 19 年度からは、事業主からの拠出金の拠出も開始されることから、混乱が生じないよう万全を期したいと考えています。

- 今回、機構は初めて環境報告書を作成しましたが、読者の皆様に特に訴えたいことは何ですか？

田中理事長 - 機構は、いろいろな関係者からのご協力を得て業務を実施しています。それには、機構の業務について関係者のご理解を得ることが重要ですので、公害健康被害補償業務では、納付義務者に対する説明会の実施、公害健康被害予防事業では、各種イベントの開催や予防事業だよりの発行、地球環境基金事業では地球環境市民大学校の開催などに努めてきました。今回、機構の環境保全のための取組状況を環境報告書として公表することになりましたので、これを活用して、さらに、関係者の皆様とのコミュニケーションを活発にし、機構の業務の改善に活かしたいと考えています。読者の皆様には、どのようなことでも結構ですので、ご意見等を賜れば幸いです。



石綿による健康被害に関する救済給付のお問合せ先

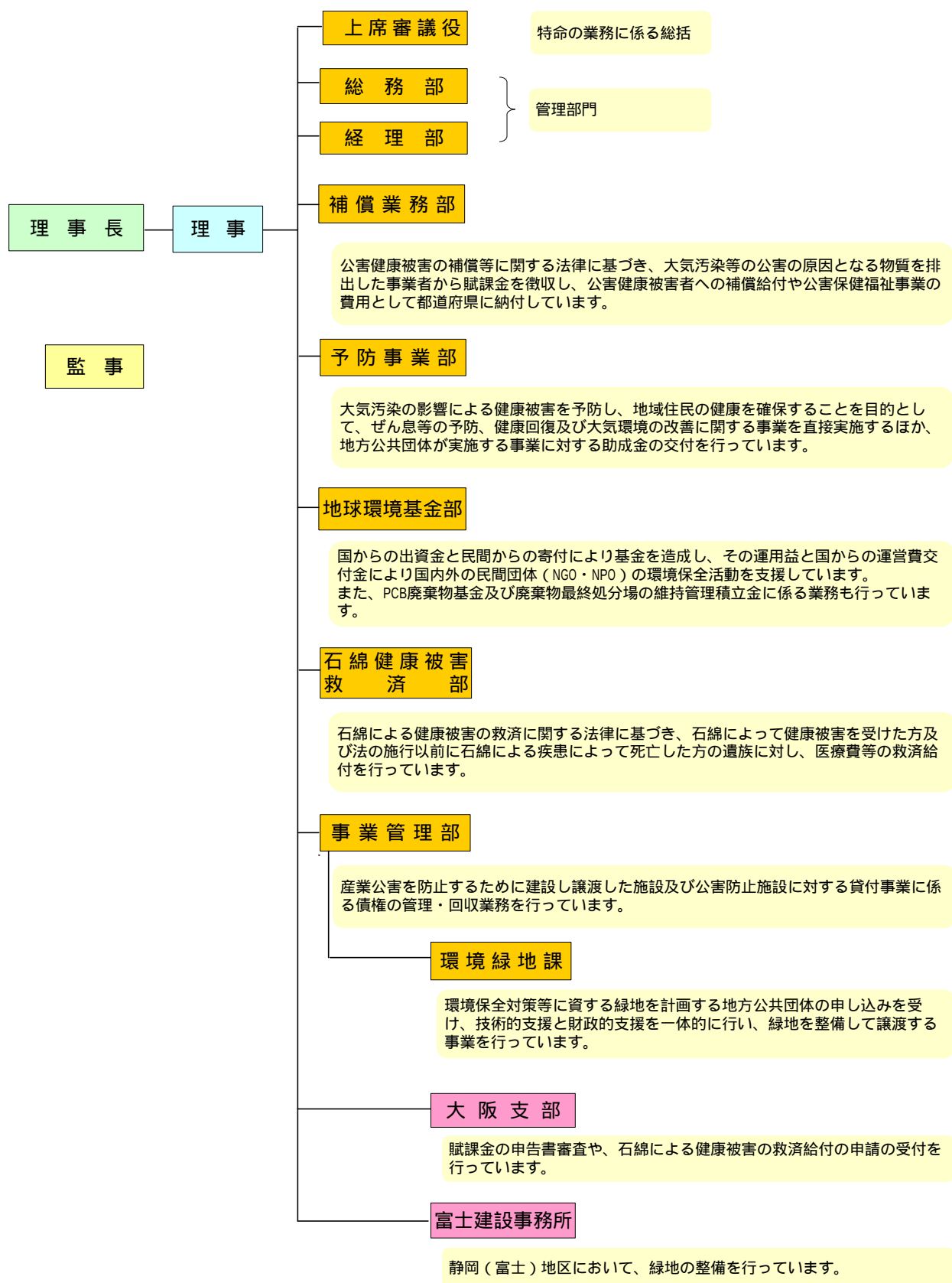
フリーダイヤル 0120 - 389 - 931



組織体制・業務概要



環境再生保全機構の組織と業務概要



（平成18年4月1日現在）

機構には、独立行政法人通則法第 29 条に基づく「独立行政法人が達成すべき業務運営に関する目標として主務大臣が定め、独立行政法人に対して指示するもの」である「中期目標」と、同法第 30 条に基づく「独立行政法人が作成する当該目標を達成するための計画」である「中期計画」があり、平成 16 年 4 月～平成 21 年 3 月の 5 年間については、以下の中期目標・中期計画に基づいて、業務を遂行しています。

独立行政法人 環境再生保全機構 中期目標・中期計画の概要 (平成16年4月～平成21年3月の5年間)

公害健康被害の補償及び予防、民間団体が行う環境保全活動への支援、PCB廃棄物処理の円滑な実施支援、維持管理積立金の管理業務、石綿による健康被害の救済等を行うことにより、良好な環境の創出をはじめ、人類の福祉に貢献。

中期目標・中期計画のポイント

< 業務運営の効率化 >

1. 経費削減(平成15年度比)

- 一般管理費 15%を上回る削減
(統合発足初年度である平成16年度比で10%)
- ※石綿健康被害救済関係経費
平成18年度比で6%の削減
- 事業費 5%を上回る削減
- ※石綿健康被害救済関係経費
平成18年度比で2%の削減

2. 人員管理

- 業務の改善・見直しの推進等、業務運営の効率化を図ることにより常勤職員数を2割以上削減(131人 → 102人 △29人)
- ※但し、期末の常勤職員数は石綿健康被害救済業務の追加に伴い、146人

< 財務内容の改善 >

3. 不良債権の回収

正常債権以外の債権から200億円を上回る回収

< 国民に対するサービスの向上 >

●補償・予防業務

1. 汚染負荷量賦課金の適正・公正な徴収(収納率等は平成15年度水準を維持)
2. 都道府県等に対する納付金の納付(事務処理日数を5年間で25%削減)
3. 政策目標に即した予防事業の重点化
 - ・ぜん息等の発症予防、健康回復に直接つながる事業
 - ・局地的な大気汚染の改善を通じて住民の健康回復につながる高い効果が見込める事業

●地球環境基金、PCB基金、維持管理積立金の管理業務

1. 民間環境保全活動助成業務及び振興業務の推進(助成の固定化の回避、重点化)
2. PCB基金助成業務(助成金交付の透明性・公平性の確保)
3. 維持管理積立金業務(積立者に対する運用状況の提供)

●石綿健康被害救済業務

1. 救済制度、申請手続き、制度の運営状況を国民に周知
2. 認定申請の迅速な処理、救済給付の支給の請求の迅速かつ適正な処理
3. 納付義務者から拠出金を徴収(平成19年度から)



環境保全への取組



1) 緑地整備関係建設譲渡事業

機構の緑地整備事業は、産業公害の防止、大気汚染による公害の防止、産業廃棄物の広域かつ適正な処理の推進、地球温暖化対策の推進という、環境政策上の重要な課題に適切に対応するため、地方公共団体からの要請に基づき、「建設譲渡方式」による技術的支援と財政的支援を一体的に講じるものです。

平成 17 年度は、静岡県富士市で、「富士につながる自然に親しみ、交流を深めるふるさとの広場づくり」をテーマに大気汚染対策緑地の整備を進めています。

事業概要



事業の概要

緑地整備関係建設譲渡事業は、産業公害の防止、大気汚染による公害の防止、地球温暖化対策の推進、産業廃棄物の広域的な処理の推進等の環境保全対策上、緊急性の高い緑地を計画する地方公共団体からの申込みに基づき、多様な要望を実現するための技術的支援と財政的支援を行い、緑地を早期に整備し、地方公共団体に譲渡する事業です。

機構の対象とする緑地は、海浜部の埋立て造成地、騒音公害が発生しやすい空港周辺部や廃棄物最終処分場の埋立て跡地等の特殊環境下にあり、当機構が有する技術・経験・ノウハウの活用により、緑地として環境の保全・回復を図っています。



静岡(富士)地区大気汚染対策緑地



静岡(富士)地区大気汚染対策緑地



事業の仕組み

建設譲渡業務にかかる事業資金については、施設建設期間中は、事業実施に際し譲渡先より徴収する頭金、都市公園事業費補助として国土交通省から受ける国庫補助金、公害健康被害予防基金からの助成金（大気汚染対策緑地の場合）及び残りは財務省からの長期・低利の財政投融資資金（平成 14 年度からは財政融資資金及び財投機関債）により調達し、施設が完成し譲渡した後に、譲渡先より受け入れる建設施設資産譲渡元利償還金により財政投融資資金を償還する仕組みとなっ



静岡(富士)地区大気汚染対策緑地

ています。なお、共同福利施設については、補助金の^{かさあ}高上げ及び企業負担などの制度があります。



事業の実績

緑地整備関係建設譲渡事業は、昭和 41 年度より平成 17 年度までに、全国 68 地区（総面積約 1,227ha）の事業を実施してきましたが、「特殊法人等整理合理化計画（平成 13

年 12 月 19 日閣議決定)」において、「緑地整備関係建設譲渡事業は、一定期間経過後、廃止を含めて見直しを行う。」とされ、その後、平成 15 年度末現在で継続中の事業をもって廃止することとされました。当時、継続中の事業は、4 地区ありましたが、平成 16 年度に 3 地区が終了し、現在継続中の静岡（富士）地区の大気汚染対策緑地の完成をもって終了予定となっています。

なお、これまでの緑地関連建設譲渡事業の概要と実績は、以下のとおりです。



共同福利施設（緩衝緑地） （昭和 41 年度～平成 16 年度）	産業公害を防止するため、工場集積地と住宅地との間に緩衝緑地を整備し、合わせて地域住民等の福利に資する施設を整備。53 地区 1,119.5ha（終了）
大気汚染対策緑地 （昭和 63 年度～継続中）	旧公害健康被害補償法の第一種地域、NO _x 特別措置法の特定地域等において、樹木等の大気浄化機能に着目した緑地（都市公園）を整備。11 地区 73.4ha（静岡（富士）地区をもって終了）
産業廃棄物処理施設・一体緑地 （平成 8 年度～平成 12 年度）	産業廃棄物の広域処理を推進するため、旧環境事業団が整備する一定規模以上の処理能力を有する最終処分場と一体となって、周辺又は跡地を緑地（都市公園）として整備。1 地区 10.5ha（終了）
地球温暖化対策緑地 （平成 11 年度～平成 16 年度）	廃棄物最終処分場の埋立跡地、土壌汚染地等有効な土地利用が望めない土地を対象に地球温暖化防止対策の推進のため CO ₂ の吸収源となる緑地（都市公園）として整備。3 地区 23.6ha（終了）

緑地関連建設譲渡事業における環境配慮の取組として、平成 17 年度も事業が進行中である静岡（富士）地区大気汚染対策緑地建設譲渡事業の事例をご紹介します。



静岡（富士）地区大気汚染対策緑地建設譲渡事業の概要

事業の目的

静岡県富士市は、臨海部に立地する工場群の事業活動に起因する大気汚染による公害が著しかったところで、旧公害健康被害補償法に基づく第一種地域に指定されていました。また、当該地域は、予想交通量が 6 万台 / 日の第二東名自動車道の整備が予定されているなど、今後、自動車排ガス等による大気汚染のおそれがあり、その防止及び軽減と都市環境の改善・向上を図るために緑地を設置しようとしています。

概要

事業を実施する場所	静岡県富士市入山瀬
譲渡の相手方の地方公共団体	富士市
事業面積・施設	約 6.8ha、植栽等都市公園施設（次頁計画図参照）
事業着手及び完了の予定時期	着手：平成 10 年 7 月、完了：平成 19 年 3 月予定
事業に要する費用	8,864 百万円
その他	国土交通省都市・地域整備局所管都市公園事業費補助対象事業、 独立行政法人環境再生保全機構（旧公害健康被害補償予防協会）公害健康被害予防事業助成対象事業



緑地整備の事業活動

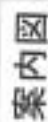
本事業は、平成 10 年度から、用地買収の進行に合わせて緑地工事を行っています。平成 17 年度については、主な事業活動として、約 1.1ha の工事を行いました。（次頁計画図参照）

■ 緑地工事概要（年度別）

平成 16 年度以前	約 3.0ha	植栽、多目的広場、イベント広場、雑木林、修景ガーデン、公園センター等
平成 17 年度整備	約 1.1ha	植栽、遊びの広場、花木林、既存林の保全等
平成 18 年度以降	約 2.7ha	植栽、駐車場、スポーツコート、プレイグラウンド等

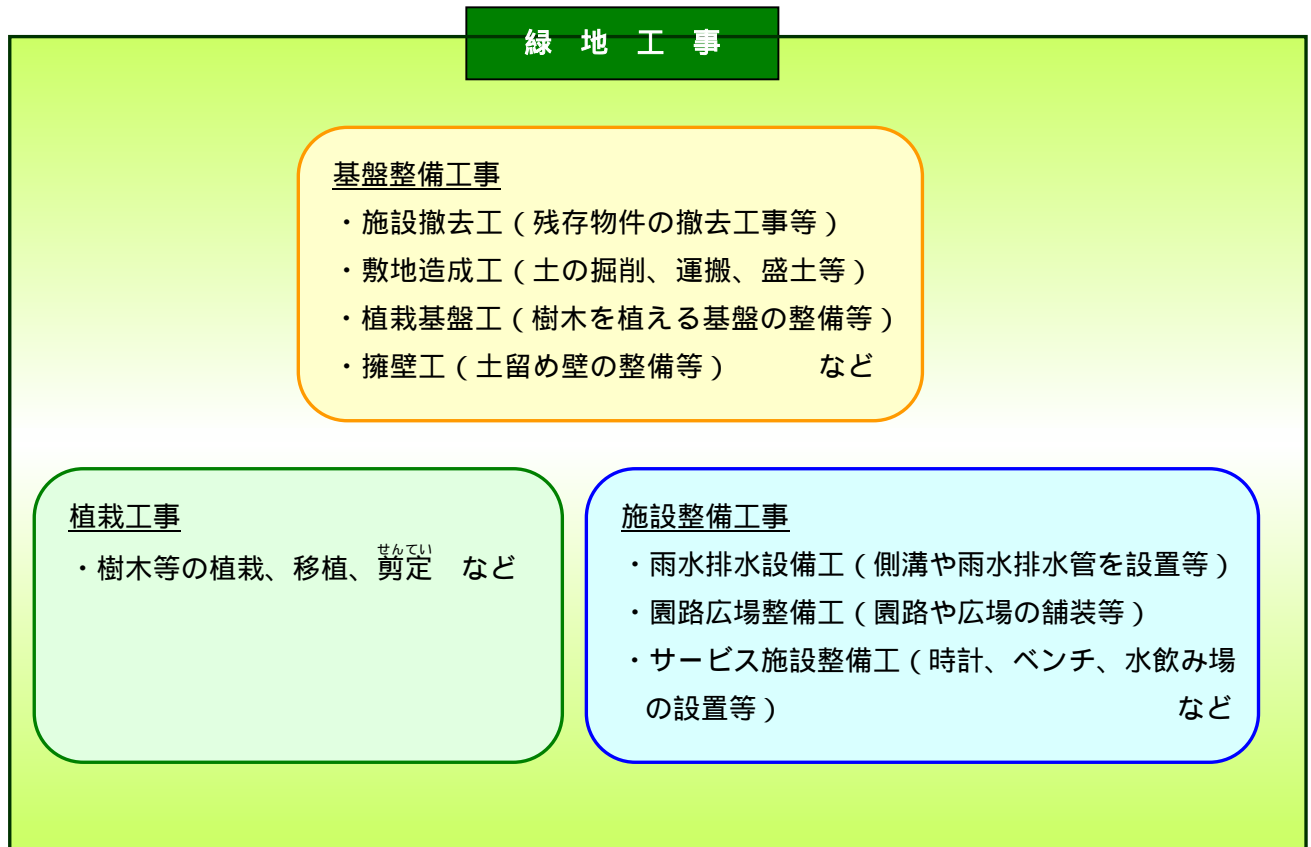
西子圖書公司

静岡（富士）地区大気汚染対策緑地建設譲渡事業



工事の実施という事業活動（緑地工事）

緑地工事は、主に基盤整備工事、植栽工事、施設整備工事等に区分されます。緑地整備の事業活動は、それら様々な工事を行い、一つの総合体として完成させる活動です。



工事の実施を支援する事業活動（緑地工事支援活動）

緑地工事は、工事業者と発注者の協働によって進められますが、その工事管理活動の中で環境配慮の取組を行っています。

工事管理の主なものとして、「安全管理」「品質管理」「工程管理」があげられますが、その他、コスト縮減、地域住民・環境コミュニケーション等の視点も取り入れ、環境配慮の取組を行っています。



平成 17 年度緑地整備における環境配慮の取組

整備対象地においては、工事の段階に応じて、環境配慮の取組を行っています。

基盤整備工事段階では、工事現場内の残存物件を確認し、活用可能なものは再利用し、不可能なものは適正に処理を行っています。また、敷地の造成では、緑地基盤としての敷地機能性の確保、良好な景観形成や建設発生土の有効利用などを行っています。

植栽工事段階では、多種多様な樹木や草花を植栽し、大気環境の改善並びに修景を図っています。

施設整備工事段階では、環境負荷低減効果が認められる建設資材（一般建設資材・造園資材）や低騒音型・排出ガス対策型の建設機械の使用に努めています。

平成 17 年度緑地整備活動（工事实施事業活動及び工事实施支援事業活動）における具体的な環境配慮事項としては、以下のようなものがあげられます。

基盤整備工事

- ・ 特定建設資材（コンクリート、アスファルトコンクリート、木材）の再資源化等促進
- ・ 発生木材の利用（土壌被覆木チップ材、樹木名板）
- ・ 既存林の保全活用



a. 発生木材の利用（土壌被覆木チップ材）

やむを得ず伐採した樹木は焼却処分せずに破碎してチップ化し、樹木等の下に敷き込みます。土壌の乾燥や雑草の発生が抑制され、長期的には微生物等により分解され土壌化の促進が期待されます。



b. 発生木材の利用（樹木名板）

やむを得ず伐採した樹木は、廃棄物として処分せずに、スライスして樹名板として活用しました。



c. 既存林の保全活用

可能な限り造成の高さを現況の高さに合わせて、伐採が少なくなるように園路のルートを変更する等して廃棄物の発生を抑制し、大気浄化等効果の期待できる既存林を保全して活用を図っています。

基盤整備工事

- ・発生溶岩の保全・展示（撤去費の縮減）
- ・建設発生土の抑制（公共工事間の流用等）
- ・発生石材の利用（石積擁壁、路盤材）



d．発生溶岩の保全・展示

園路予定地を掘削した際に溶岩が出現しましたが、園路線形を変更して溶岩を保全することにより、岩破碎や物流を抑制し、解説板を設置して環境学習に寄与するものとなりました。



e．発生石材の利用（石積擁壁）

建設発生土の場外搬出を抑制するために、計画地盤を高くして盛土を行い、その土留めには、掘削時に発生した石を積んで擁壁にしました。

植栽工事

- ・パーク（樹皮）たい肥の使用



f．パーク（樹皮）たい肥の使用

新たに造成された場所の土壌は、植物の生育に十分な土壌でないことが多く、当機構の整備した緑地では30年以上前からパーク（樹皮）たい肥を使用して土壌改良を行っており、良好な植栽基盤をつくっております。現在、パークたい肥はグリーン購入法の調達品目に指定されています。

施設整備工事

- ・間伐材の利用（支柱、焼杉丸太ロープ柵）
- ・集水樹の透水性コンクリートの使用



g．間伐材の利用

焼杉丸太ロープ柵や樹木支柱は間伐材小径丸太材のグリーン購入品目を使用しています。



h．集水樹の透水性コンクリートの使用

緑地内に降った雨水を土中に浸透させるために、集水樹の外壁は透水性コンクリートを使用し、底面はコンクリートにせず砕石敷にしています。また、排水管も有孔管を使用して雨水を地下に還元しています。

施設整備工事

- ・PS（ペーパースラッジ）灰ブロックを用いた舗装
- ・再生骨材等（再生砕石）の使用
- ・透水性舗装



i. ペーパースラッジ灰含有インターロッキングブロック等を用いた舗装

写真左のブラウン系のブロックは、製紙汚泥の焼却灰を含有しているもので、写真右のグレー系のブロックは、酸化チタンの光触媒作用で、空気中の窒素酸化物を除去する効果があるもので、緑地内の広場舗装で使用しています。



j. 透水性舗装

緑地内の園路は、透水性舗装を行って、雨水を地下の土壤に還元し、植物への水分補給を行っています。

工事共通

- ・低騒音型・排出ガス対策型建設機械の使用



k. 低騒音型・排出ガス対策型建設機械の使用

緑地工事では、周辺住民への配慮や環境負荷低減のため、低騒音型・排出ガス対策型建設機械の使用に努めました。

工事管理

- ・工事書類における印刷用紙やファイル等のグリーン購入適合品の使用



平成 17 年度完成施設の環境配慮

平成 17 年度に完成した施設の具体的な環境配慮事項としては、以下のようなものがあげられます。

- ・ 樹木等の植栽
- ・ 既存樹木の保全活用
- ・ 発生溶岩の保全・展示
- ・ 透水性園路舗装（園路）
- ・ ソーラー時計
- ・ 酸化チタン（光触媒 NOx 除去）外壁タイル
- ・ 手洗い自動水栓、便所自動洗浄装置、節水型便器
- ・ 支障樹木の有効活用（公共事業間の連携）
- ・ 住民参加イベントによる環境保全の啓発



l . ソーラー時計

緑地内には、環境配慮の普及・啓発のために、太陽光エネルギーを利用して発電した電気で動く時計を設置しています。なお、この時計は本事業賛同団体から富士市に寄付していただきました。



m . 光触媒（酸化チタン）外壁タイル

便所棟の外壁には、光触媒の作用で空気中の窒素酸化物を除去する効果がある酸化チタンタイルを使用しています。また、屋根にはトップライトの窓をとり、外壁にはガラスブロックを使用して、自然の光を有効に取り入れています。



n . 自動水栓、節水型便器

便所の手洗いは、流しっぱなし防止効果のある自動水栓にし、便器は洗浄水が少なくて済む節水型の便器を設置しています。



o . 住民参加イベントによる環境保全の啓発

環境配慮の普及・啓発のために住民参加によるどんぐり植樹イベントを開催し、各家庭で育てていただいたどんぐりの苗木を緑地に植えていただきました。

■ 平成 17 年度静岡（富士）地区環境配慮項目一覧

工種	項目名	主な目的	配慮分類		法規制			段階		備考
			緑地整備*1	完成施設*2	再生資源*3	建設*4	リサイクル購入*5	設計時	工事中	
基盤整備工事										
施設撤去工	コンクリートの再資源化	建設廃棄物抑制	○		○	○		○	○	
施設撤去工	アスファルトの再資源化	建設廃棄物抑制	○		○	○		○	○	
施設撤去工	木材(樹根、廃材)の中間処理	建設廃棄物抑制	○		○	○		○	○	
施設撤去工	発生木材の利用(土壌被覆チップ材、樹名板)	建設廃棄物抑制	○							写真 a, b
施設撤去工	既存樹木の保全	建設廃棄物抑制、環境保全	○	○				○	○	写真 c
敷地造成工	発生溶岩の保全	破砕・物流の抑制、環境教育	○	○					○	写真 d
敷地造成工	建設発生土の抑制	物流の抑制	○		○			○	○	写真 e
擁壁工	発生石材(転石)の利用(石積擁壁)	有効利用	○						○	写真 e
植栽工事										
植栽工	バーク(樹皮)たい肥の使用	廃棄物有効利用	○				○	○	○	写真 f
植栽工	支障樹木の移植	有効利用		○					○	
植栽工	小径丸太材(間伐材)の利用	廃棄物有効利用	○				○	○	○	写真 g
施設整備工事										
雨水排水設備工	透水性コンクリートの使用	地下水還元	○				○	○	○	写真 h
園路広場整備工	PS(ペーパー・スラッジ)灰ブロックを用いた舗装	廃棄物有効利用	○				○	○	○	写真 i
園路広場整備工	透水性舗装	地下水還元・微気象緩和		○			○	○	○	写真 j
サービスマシンの設置工	ソーラー時計	自然エネルギー有効利用		○				○	○	写真 k
建築工	光触媒(酸化チタン)外壁タイル	大気浄化		○				○	○	写真 l
建築工	自動水栓、節水型便器	節水		○			○	○	○	写真 m
その他										
共通	再生砕石の利用	再利用		○	○		○	○	○	写真 n
共通	低騒音・排出ガス対策型建設機械	環境負荷低減	○				○	○	○	
共通	工事成果品の再生紙等の使用	再利用	○				○		○	
環境コミュニケーション	住民参加イベントによる環境保全の啓発	環境教育		○					○	写真 o

注) *1:本報告書「平成17年度緑地整備における環境配慮の取組」、*2:本報告書「平成17年度完成施設の環境配慮」

*3:資源の有効な利用の促進に関する法律、*4:建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律、*5:国等の環境物品等の調達の推進等に関する法律



緑地の効果（機能・効用・価値）

公園緑地の効果は一般的に以下のように分類されます。

存在効果

- ・環境衛生的効果
ヒートアイランドの緩和等都市の気温の調節、騒音・振動の吸収、防風、防塵、大気汚染防止、省エネルギーなど。
- ・都市形態規制効果（ ） ・防災効果 ・心理的效果 ・経済的效果
- ・自然環境保全効果

利用効果

- ・休養・休息の場 ・子供の健全な育成の場 ・競技スポーツ、健康運動の場
- ・教養、文化活動等様々な余暇活動の場
- ・地域のコミュニケーション活動、参加活動の場

（出典：国土交通省都市・地域整備局公園緑地課／緑地環境推進室監修
「公園緑地マニュアル 平成 17 年度版」(社)日本公園緑地協会 2005）

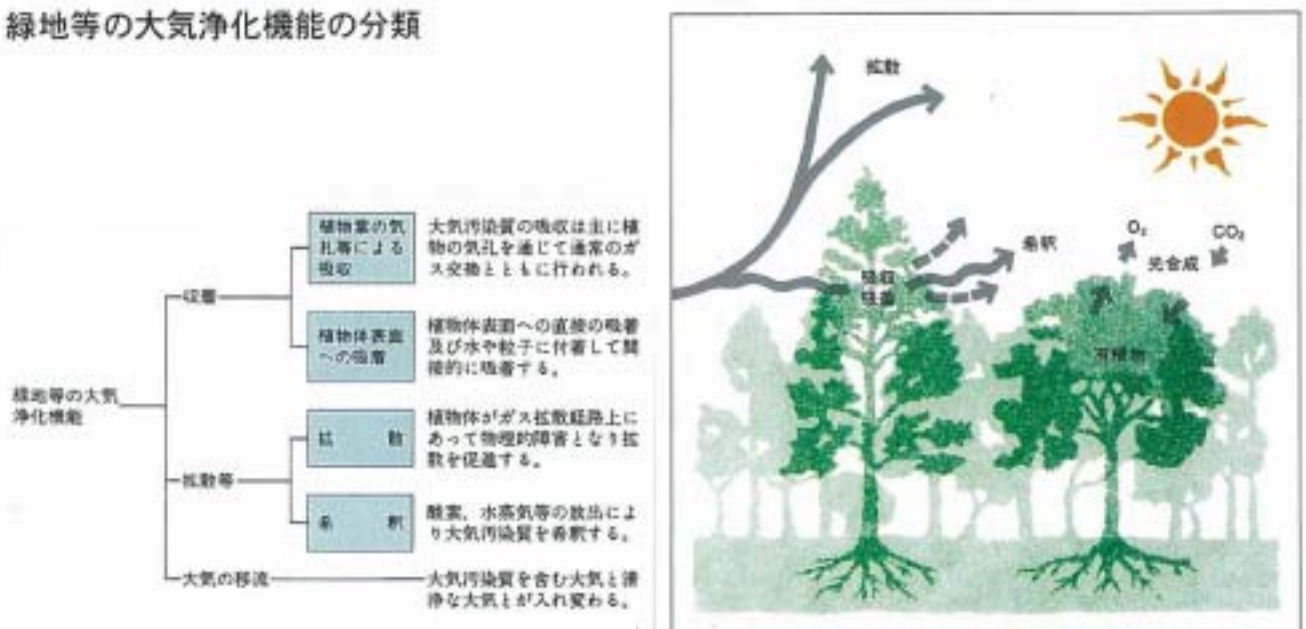
都市形態規制効果：都市の発展形態の規制や誘導、異種土地利用の分離緩衝などを指します。



大気汚染対策緑地と環境改善・環境配慮

本事業においては、上記に分類した効果のうち大気汚染防止に特に着目しており、植物の大気の浄化機能（植物による吸収・吸着、拡散、^{きしやく}希釈、大気の移流）の発揮を期待しています。

緑地等の大気浄化機能の分類



（出典：内山正雄・平野侃三・平井昌信・養茂寿太郎・金子忠一著、内山正雄編「都市緑地の計画と設計」彰国社 1987）

大気浄化機能の他にも、ヒートアイランドの緩和等都市の気温調節、騒音・振動の吸収、防風、防塵、省エネルギーなどが、地域住民の皆様にもたらされる環境改善効果といえます。

この緑地は、都市公園としての適切な維持管理により、植物が成長して、将来にわたり更に良好な環境に改善していくことが期待されます。



地域の方々と環境コミュニケーション

緑地建設譲渡事業では、建設地域の皆様とのコミュニケーションを大切にしており、平成 17 年度については、次のような取組を実施しています。

事業懇話会の開催

事業懇話会は、地域住民の代表者、小学校 PTA、地区の生涯学習推進会の役員等と事業関係者が緑地整備や管理運営のあり方等について話し合う場であり、緑地計画段階から継続して実施しています。平成 17 年度は 2 回開催し、主に工事の進捗、内容について話し合いを行いました。

事業懇話会

提供先：住民代表者等
開催時期：平成 17 年 6 月 22 日
平成 18 年 2 月 22 日
参加者：委員 21 名・事務局 9 名

どんぐり植樹イベントの開催

平成 14 年 10 月に「どんぐり拾いイベント」を開催し、地元雑木林のどんぐりを拾って鉢に植え付けたものを各家庭で育てていただきました。その間、「どんぐり便り」、「アンケート」、「イベントのお知らせ」を配布し、平成 18 年 3 月には、どんぐりの苗木を持ち寄って緑地に植樹してもらうイベントを開催し、約 100 名の参加を得て、約 220 本の苗木を植えいただきました。

どんぐり便り

どんぐり植樹アンケート

どんぐり植樹イベント（お知らせ）

提供先：住民等
配布部数・発信回数：52 部 * 3 回
提供時期：平成 17 年 5 月中旬
平成 18 年 2 月 2 日
平成 18 年 3 月 10 日

提供媒体：紙

備考：配布は家庭単位

どんぐり植樹イベント

イベント参加者：約 100 人
開催時期：平成 18 年 3 月 26 日

パブリシティ（広報・宣伝活動）

本格的な工事を行う前に、周辺住民に対して、回覧板や掲示板で「工事のお知らせ」を配布して工事内容の周知を行いました。

また、どんぐり植樹イベントは、情報を報道機関 18 社に提供したところ、地元新聞社 3 社が掲載するなど、一般市民に対しても報道されました。

富士西公園パンフレット作成

提供先：住民等
配布部数：約 700 部
提供時期：随時
提供媒体：紙（フルカラー）

工事案内回覧 （お知らせ）

提供先：住民等
配布部数：603 部
提供時期：平成 17 年 9 月
下旬

提供媒体：紙

備考：約 6,300 世帯
（回覧数 561 部）



環境関係法令に基づく規制について行った対応

緑地工事の実施に際しては、工事請負契約図書の工事共通仕様書等に遵守すべき諸法令を列記し、適用運用をすることとしており、そのうち平成 17 年度の工事に対応した環境関係の規制法令は以下のとおりです。

1. 騒音規制法
2. 振動規制法
3. 廃棄物の処理及び清掃に関する法律（廃棄物処理法）
4. 建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律（建設リサイクル法）
5. 資源の有効な利用の促進に関する法律（資源有効利用促進法）

環境関係法令等に基づき取り組んだ主な内容は以下のとおりです。

騒音・振動防止に関しては、「建設工事に伴う騒音振動対策技術指針（昭和 51 年建設省）」に基づき、低騒音・振動型の建設機械を使用して周辺環境に配慮して施行しました。

また、工事において副次的に発生する産業廃棄物の適正処理と再資源化については、「建設副産物適正処理推進要綱（平成 5 年建設省）」に基づき、

- ・土砂等については場内利用による搬出の抑制
- ・コンクリート塊、アスファルト・コンクリート塊、建設発生木材の再資源化については、完了報告による確認
- ・産業廃棄物については発生の抑制、分別の実施及び適正処理は、産業廃棄物管理表（マニフェスト）による確認

を行い適切に対応しました。

また、再生資源の利用については、「再生資源の利用の促進について（平成 3 年建設省）」に基づき、

- ・再生コンクリート砂、再生クラッシャーラン（ ）、再生加熱アスファルト混合物の再生資源利用（促進）計画の策定及び報告による確認

を行い、利用の促進に努めました。

以上の他、当機構の「環境物品等の調達の推進を図るための方針」に基づき、環境負荷低減効果が認められる排出ガス対策型及び低騒音型建設機械や再生資材等の利用に努めました。

そして、これらの環境保全や資源の循環・有効利用の取組については、発注者と工事業者共同で地域代表者の多数参加する「事業懇話会」での積極的な説明や地域住民への回覧板による環境コミュニケーションより周知に努めました。

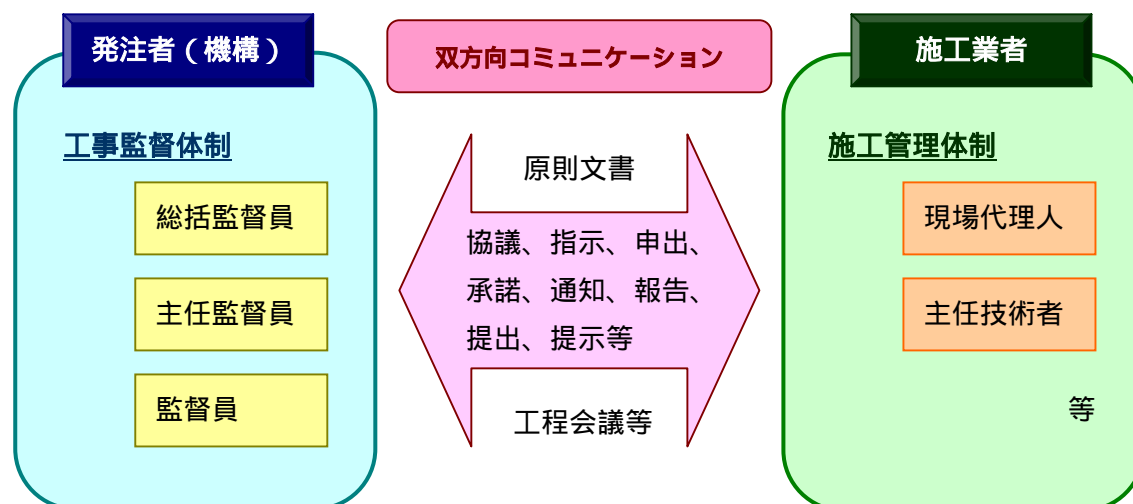
その結果、地域住民等による特段のクレームもなく、また関係機関等の指導を受けることもなく、平成 17 年度の工事を完成させることができました。

再生クラッシャーラン

アスファルトコンクリート廃材及びセメントコンクリート廃材から製造した再生骨材及び路盤廃材などを単独または相互に組合せ、これに必要に応じて補足材料を加えて所定の品質が得られるように調整したものを言います。

環境関係法令に基づく規制等への取組は、発注者は総括監督員、主任監督員及び一般監督員による工事監督体制を、施工業者は現場代理人及び主任技術者等による施工管理体制をそれぞれ組織し、また両者の間では工程会議や文書による双方向コミュニケーションを確保して行いました。

■ 環境関係法令遵守取組体制



コラム（職員の声）

公園の完成が終わりではなく、その後のことも考えて

緑地整備関係建設譲渡事業で、主に設計・工事の部分を担当しています。

緑地事業は、建設した公園等を最終的に地方自治体に譲渡することになるので、譲渡先の望んでいる公園を建設することを第一に考えています。それはすなわち、利用者である地域の方々に喜んでいただける緑地を整備していくことに他なりません。

富士の緑地は、大気汚染対策緑地であるため、特に緑の多い公園を目指し、積極的に緑を増やす考え方を取り入れています。

これまでに建設した公園を喜んで使っていただいているというお話を聞くと、この事業に携わってきた多くの方々の努力が実を結んだと感じられ、非常にうれしく思います。時には、その様子を写真で送ってくださることもあり、あらためて喜びを感じます。

この事業は、公園が完成した時点で終了というわけではなく、譲渡した後も、自治体において管理され、そこに植えられた木々は日々成長しつづけていくという、息の長い取組が必要となります。その公園が利用者の方々に継続して喜んで使っていただけるかどうかは、日々の管理に負う面も大きいので、建設する段階から、管理のことを考え、管理のしやすさについても考慮するようにしています。

緑地を整備すること自体、環境政策上の重要課題に対応することにつながるわけですが、建設段階でも環境に配慮するということが大切です。常に環境に関する最新の知見に目を光らせながら、事業を進めていきたいと思っています。



事業管理部環境緑地課
兼 富士建設事務所
村岡 千秋



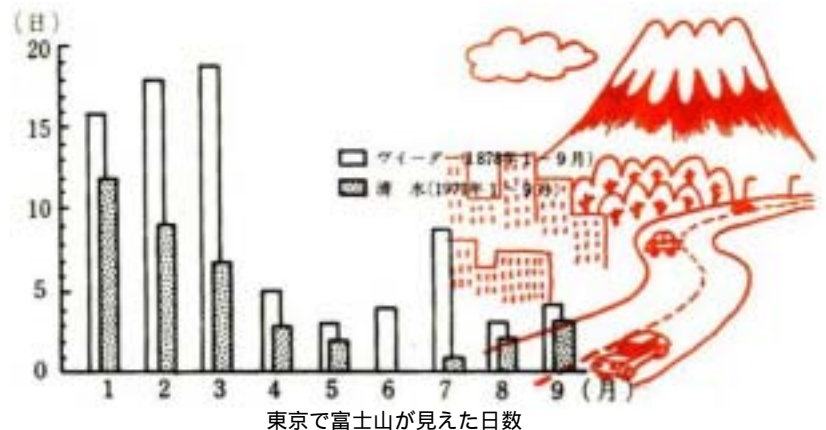
2) 公害健康被害補償業務・予防事業

公害健康被害者への個別の補償業務を行うとともに、公害健康被害予防事業の実施など地域住民の健康被害の予防に重点を置いた総合的な環境保健施策を積極的に推進しています。

公害健康被害補償・予防制度の沿革

公害による健康被害の社会問題化

昭和30年代、40年代の高度経済成長によって、日本の工業生産力、国民の生活水準は飛躍的に向上しましたが、その反面環境汚染が著しく進行し、大気汚染や水質の汚濁による健康被害が重大な社会問題となりました。



民事紛争としての公害訴訟

大気汚染による被害は、その原因が人為的なものであるため、訴訟を通じて被害者が大気汚染原因者に対して民法上の不法行為に基づく損害賠償を求める方途が開かれています。民事訴訟により損害賠償を請求する場合、被害者側が損害の発生、加害行為と損害の因果関係

明治初年に日本にいたP.V. ヴィーダーというアメリカ人科学者が明治9年12月21日から翌年10月21日までの間、東京本郷の加賀屋敷から調べた富士山がみえた日数と気象庁職員の清水氏が昭和46年1月1日から同年12月31日までの間、渋谷で調べた結果とを比較可能な月(1~9月)のみを図表化したもの。

(出典)「図でみる環境白書(昭和47年版環境白書)」
環境庁企画調整局編 第一法規



(出典)「図でみる環境白書(昭和47年版環境白書)」

環境庁企画調整局編 第一法規

などを立証しなければなりません。しかし、大気汚染に限らず公害訴訟においては、環境汚染行為と被害の因果関係の科学的究明に困難が伴うことなどから、これらを立証することが難しく、裁判に長期間を要するなどの問題点がありました。そのため、公害健康被害について何らかの公的補償制度が必要であると関係者により主張されてきました。

公害健康被害者に対する公的救済制度とその問題点

日本で最初の公害健康被害者に対する公的な救済制度は、昭和40年2月に四日市市で発足した「四日市公害関係医療審査会制度」です。この制度では、公害関係医療審査会の審査によって認定された公害患者に医療費の支給が実施されました。

国による総合的な法制度の整備は、昭和42年7月に成立した「公害対策基本法(1)」に始まります。この法律に基づき、昭和44年12月に「公害に係る健康被害の救済に関する特別措置法」(いわゆる旧救済法)が制定されましたが、この制度は民事責任とは切り離れた行政上の措置であり、給付の内容が限定されていたため、被害者の救済にはなお万全を期し難い面がありました。

さらに昭和47年6月に、「大気汚染防止法及び水質汚濁防止法の一部を改正する法律(2)」

(いわゆる無過失責任法)が公布・施行されました。本法では、公害については、原因者に故意・過失がないとされた場合でも、環境汚染行為によって受忍限度を超える被害が発生したときは、原因者が損害賠償責任を負うことが明らかにされました。

おりしも、昭和 47 年 7 月、四日市公害訴訟の判決が出され、原告側の勝訴となり、被告となった 6 社の全てに賠償責任があるものとされました。この判決の内容は、各地の公害紛争に対する一つのものさしとなり、各地においてその損害補償問題が大きく取り上げられる形勢となり、問題の迅速かつ円滑な解決が地域社会の安定のため一層緊要であると痛感されるに至りました。

被害者補償制度の確立

このような情勢をふまえ、昭和 48 年 10 月に「公害健康被害補償法」が公布され、翌昭和 49 年 9 月 1 日から施行されました(制度の内容については、26 ページ以降をご参照ください)。

この制度は、制度の対象となる者の認定方法、補償給付の内容、汚染者負担の原則(PPP)に基づいた費用負担のあり方等、世界に例を見ない特徴をもつものであり、OECD 環境委員会の日本環境政策レビューにおいても注目されたものの一つとなりました。

汚染の態様の変化と制度の改正

公害健康被害補償法は、制度発足後 10 余年にわたり、公害による健康被害者の救済に大きな役割を果たしてきましたが、制度の成立要件となっていた状況にさまざまな変化がみられるようになり、昭和 58 年 11 月、環境庁長官から「中央公害対策審議会」(以下「中公審」という。)に対して「公害健康被害補償法第 2 条第 1 項に係る対象地域(第一種地域)のあり方について」諮問が行われ、中公審において本制度のあり方について検討が開始されました。昭和 61 年 10 月、中公審は、第一種地域の指定の全面解除、既被認定者に対する補償の継続、総合的な環境保健施策の推進(イ・健康被害予防事業の実施、ロ・調査研究の推進、ハ・環境保健サーベイランス・システムの構築)、大気汚染防止対策の一層の強化を骨子とする答申を取りまとめ、政府において公害健康被害補償法の改正作業が進められました。

用語解説

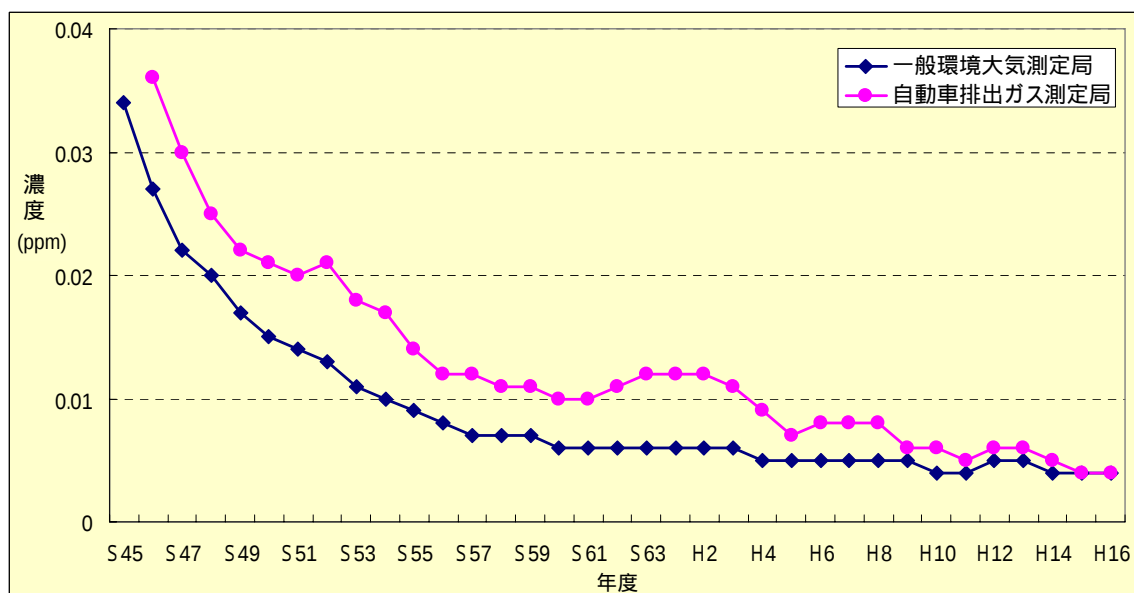
1：公害対策基本法

公害を未然に防ぐという施策を明らかにするとともに、第 21 条第 2 項において、公害対策の一つの柱としての公害被害救済制度の確立の必要性を唱えていました。平成 5 年の「環境基本法」の成立により廃止となっていますが、内容の大部分はそのまま引継がれています。

2：「大気汚染防止法及び水質汚濁防止法の一部を改正する法律」(無過失責任法)

公害健康被害の民事上の解決に当たり、被害者の損害補填を円滑に行わせることを目指すものでしたが、それでも被害者は訴訟という手段をとらざるを得ない上に、改正法以前に生じた公害健康被害には適用されないという問題が残されていました。また、中小企業のように資金的に必ずしも十分でないものが加害者である場合には、かりに裁判で被害者が勝訴しても救済されないし、原因者が特定できない被害についても、その救済を迅速に行うべきであり、そのための措置として抜本的な公害補償制度の必要性が法案の国会審議の過程において指摘されました。

■二酸化硫黄濃度の年平均値の推移



(出典)「環境省ホームページ - 大気汚染状況について」

二酸化硫黄の年平均値は、昭和 40、50 年代に比べ著しく改善した後、近年では横ばい傾向にあります。

● [個別補償から地域住民の健康被害予防事業へ](#)

昭和 62 年 9 月に公害健康被害補償法が一部改正され、翌年 3 月 1 日に第一種地域の指定解除が行われるとともに、基金に基づく健康被害予防事業が実施されることとなりました（公害健康被害予防事業の内容については、28 ページ以降をご参照ください）。法律名も「公害健康被害の補償等に関する法律」（以下「補償法」という。）に改められました。

公害健康被害補償制度は、大気汚染の状況を踏まえて、これまでの健康被害者に対する事後的な補償制度から、地域住民の健康被害の未然予防に重点を置いた制度へと転換することとなりました。

参考文献

この項については、以下の文献を参考にしています。

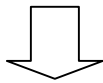
- 「解説公害健康被害補償法」 環境庁企画調整局損害賠償制度準備室編著
(1974 年、(株)帝国地方行政学会)
- 「公害健康被害補償予防協会 20 年のあゆみ」 公害健康被害補償予防協会編
(1994 年、公害健康被害補償予防協会)
- 「公害健康被害補償予防制度 30 年のあゆみ」 独立行政法人環境再生保全機構編
(2005 年、(独)環境再生保全機構)
- 「日本の大気汚染経験：持続可能な開発への挑戦」 日本の大気汚染経験検討委員会編
(1997 年、公害健康被害補償予防協会)
- 「大気環境・保健要覧 1999」 財団法人日本システム開発研究所編
(1999 年、公害健康被害補償予防協会)

（救済制度の変遷）

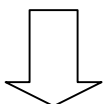
民事訴訟による
解決

無過失損害賠償
制度の考え方の
導入

無過失損害賠償
制度の確立



大気汚染の様相の
変化



個人救済から
地域の予防事業
へ

（公害関連の歴史）

昭和 30
(1950)

昭和 33 「公共用水域の水質の保全に関する法律」の公布(12月25日)
「工場排水等の規制に関する法律」の公布(12月25日)

昭和 35
(1960)

昭和 34 「公共用水域の水質の保全に関する法律」の施行(3月1日、ただし第四章の規定は4月1日から)
「工場排水等の規制に関する法律」の施行(3月1日)
・四日市、川崎等においてぜん息が多発
昭和 37 「ばい煙の排出の規制等に関する法律」の公布(6月2日)、施行(12月1日)
昭和 40 四日市における被害者救済制度

昭和 40
(1960)

昭和 42 「公害対策基本法」の公布(8月3日)、施行(同日)
昭和 43 「大気汚染防止法」の公布(6月1日)、施行(12月1日)
昭和 44 「公害に係る健康被害の救済に関する特別措置法」(いわゆる旧救済法)の公布(12月15日)、施行(同日、ただし医療費等の給付に関する規定は45年2月1日から)

昭和 45
(1970)

昭和 45 「水質汚濁防止法」の公布(12月25日)
昭和 46 「水質汚濁防止法」の施行(6月24日)
昭和 47 「公害に係る無過失責任法」(大気汚染防止法及び水質汚濁防止法の改正)の公布(6月22日)、施行(10月1日)
・四日市公害裁判判決(7月24日)

昭和 50
(1975)

昭和 48 「公害健康被害補償法」の公布(10月5日)
昭和 49 「公害健康被害補償法」の施行(9月1日)

昭和 55
(1980)

昭和 62 「公害健康被害の補償等に関する法律」の公布(9月26日)
昭和 63 「公害健康被害の補償等に関する法律」施行(3月1日)

昭和 60
(1985)

平成 2
(1990)

平成 4 「自動車NOx法」の公布(6月3日)施行(12月1日、ただし車種規制に関する規定は5年12月1日から)
平成 5 「環境基本法」の公布(11月19日)、施行(同日、ただし環境審議会に関する規定は6年8月1日から)
平成 6 環境基本計画の策定
平成 13 自動車NOx法の改正法(自動車NOx・PM法)が成立

(出典)「大気環境・保健要覧 1999」財団法人日本システム開発研究所編
(1999年、公害健康被害補償予防協会)

特定賦課金は、水俣病やイタイタイ病などの患者に対する補償給付等に必要な費用に充てるために、疾病の原因となる物質を排出した事業者から徴収するものです。特定賦課金の納付は、納付義務者が限定されているため、機構で調査の上で納付義務者を特定し、賦課金の額を決定して通知する方法がとられています。

各地方公共団体に納付した補償費は、医療費や療養費として被認定患者の方々へ給付されるほか、被認定患者の方々の健康を回復・増進させるためのリハビリテーション事業などの公害保健福祉事業に用いられています。

なお、昭和 63 年の補償法改正により、第一種地域の指定はすべて解除され、以後新たな患者の認定は行われていません。

■ 指定地域及び指定疾病一覧

旧第一種地域

第二種地域 (1)



1 : 第二種地域とは

「水俣病やイタイタイ病のように汚染物質との因果関係が一般的に明らかな疾病が多発している地域」を指します。

2 : 楠町は平成 17 年 2 月から四日市と合併。

コラム (職員の声)

皆様のご理解とご協力を常に忘れずに

公害健康被害補償業務では、公害による健康被害の認定を受けた方々に対する補償給付を行うため、汚染負荷量賦課金を徴収するとともに、国からの交付金などとあわせて、それらを補償給付費や公害保健福祉事業費納付金として各地方公共団体へ納付する業務を行っています。このことは賦課金を納付していただく事業者の方々と、補償給付費等の納付金として納付する先の方々の両方の声を聞くことができるという特徴を持っています。そのため、事業者の方々への説明会では、賦課金がどのように使用されているかをきちんと説明し、ご理解をいただけるよう、努めています。

補償給付などについても、医療関係者の方々をはじめ、多くの方々にご協力いただくことにより、当制度が運営できているので、そのことを忘れることなく、皆様のために何ができるのかということを考えながら、業務に取り組んでいます。また、皆様からご意見を伺う機会があったときには、公害健康被害補償業務以外の業務でも、役立てていただけたような機構に関する情報があればあわせてご紹介するなど、なるべく機構全体のことを考えてコミュニケーションを図るように心がけています。



補償業務部管理徴収課
安達 貴志子

■ 納付金の納付状況

補償給付費納付金（41 県市区）

（単位：百万円）

区 分	平成 13 年度	平成 14 年度	平成 15 年度	平成 16 年度	平成 17 年度
納付金額	70,572	66,301	64,346	62,105	59,724

公害保健福祉事業費納付金（44 県市区）

（単位：百万円）

区 分	平成 13 年度	平成 14 年度	平成 15 年度	平成 16 年度	平成 17 年度
納付金額	116	107	107	102	103

公害健康被害予防事業

公害健康被害補償制度発足後、大気汚染をめぐる状況は大きく変化しました。昭和 30 年代から 40 年代にかけて大きな被害を及ぼした産業型公害による大気汚染は改善されましたが、自動車の排気ガスなどによる都市・生活型大気汚染が新たな問題として浮上してきました。

このような大気汚染の状況の変化などを踏まえて、昭和 63 年に補償法が改正されました。新規の患者の認定は行われなくなりましたが、旧指定地域やそれに準ずる地域において、地域住民の健康被害の予防に重点をおいた総合的な環境保健施策を実施することとなりました。

公害健康被害予防事業は、大気汚染の影響による健康被害を予防するため、国や地方公共団体が行ってきているぜん息等に対する対策や大気汚染の改善に関する施策を補完し、地域住民の健康を確保することを目的として実施しています。公害健康被害予防事業に必要な費用は、機構に約 500 億円の基金を設け、その運用益により賄っています。

公害健康被害予防事業は、機構が自ら行う直轄事業と、地方公共団体が行うものに対し助成する助成事業から成り立っています。

■ 予防事業の対象地域



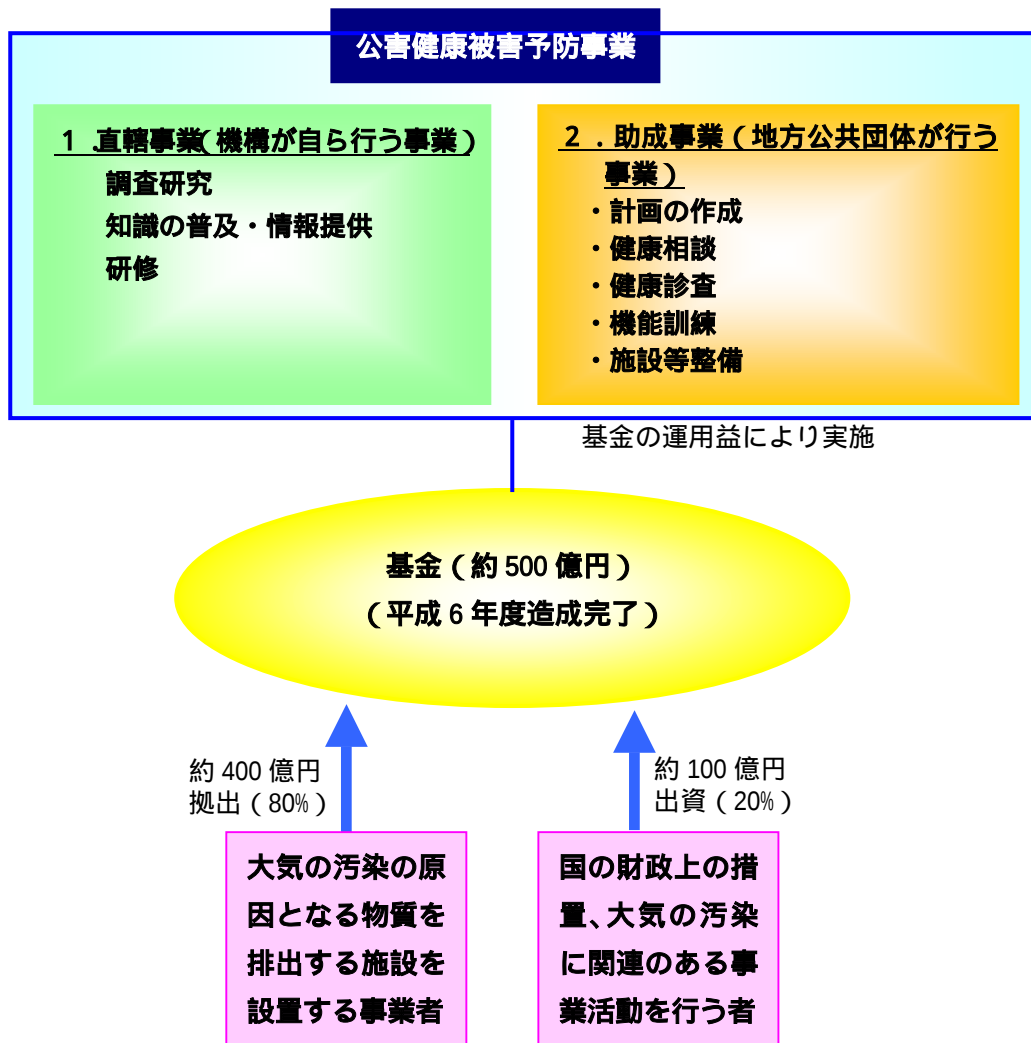
（注）楠町は平成 17 年 2 月から四日市と合併。



機能訓練（水泳教室）

直轄事業では、ぜん息などの病気や大気汚染の改善についての 調査研究、 パンフレットやビデオの作成、講演会やキャンペーンなどの知識の普及やホームページ・予防事業などにより情報の提供、 地方公共団体の職員に対する研修を実施しています。

■ 公害健康被害予防事業のしくみ



助成事業では、地方公共団体が実施しているぜん息等に関する事業として、医師、保健師等による健康相談事業、乳幼児を対象としたぜん息の発症予防のための健康診査事業、水泳教室やぜん息キャンプといったぜん息児のための機能訓練事業などへの助成やこれらの事業に協力している医療機関等に対する医療機器の整備に対する助成が行われています。

また、大気汚染の改善に関する事業として、排出ガスのより少ない最新規制に適合した自動車への代替の促進を図るための事業や大気浄化能力を有する植栽の整備を行う大気浄化植樹事業への助成を実施しています。



健康診査



機能訓練(ぜん息キャンプ)

幹線道路の沿道などの局地的な大気汚染地域の改善のための調査研究を行っています。

機構では、局地的な大気汚染地域に関する調査研究を実施しています。その中でも特に、幹線道路の沿道の局地的な大気汚染の改善に資するための交通流対策及び浄化手法の研究に重点を置いています。

ここでは、それらの調査研究のうち、「高活性炭素繊維を用いた浄化システムの汎用性及び実用性に関する調査」と、「局地汚染地域における窒素酸化物及び浮遊粒子状物質の複合的削減のための対策技術に係る調査研究」についてご紹介します。

これらの調査研究は、将来における実用化を見込んだ上で実施していますが、いずれの場合も、「環境負荷が少なく再生利用が可能な炭素繊維」を用いているのが特徴であり、限りある資源を有効に活用し、無駄な廃棄を行わない「3R」(4)の推進にも貢献しています。

用語解説

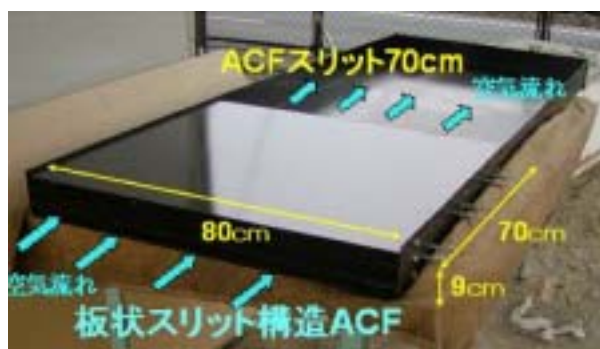
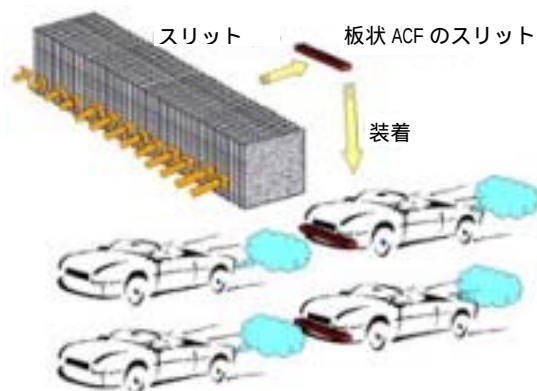
3R：リデュース（Reduce）：廃棄物等の発生抑制、リユース（Reuse）：再利用、リサイクル（Recycle）：再生利用の3つの頭文字を取ったものです。

高活性炭素繊維を用いた浄化システムの汎用性及び実用性に関する調査

沿道における窒素酸化物等の高濃度汚染の原因として、沿道の建物による汚染空気の滞留が指摘されています。

このため、本調査では、光照射のない常温状態で窒素酸化物を「水」と「窒素ガス」に分解することができる「触媒的な作用効果」が認められている高活性炭素繊維（ACF：Activated Carbon Fiber）を応用し、建物の壁面等を利用しながら、窒素酸化物の分解が可能な「新素材の開発」も想定しつつ、新たな局地汚染対策技術への応用可能性を検討しています。

平成 17 年度は、高活性炭素繊維を搭載した自動車を試作し、ACF ボックスの形状及び NO_x 浄化機能及び ACF の再活性化を中心に検討し、最適なモデルの設計・提案等を行いました。



大都市地域の交差点や幹線道路沿道では、窒素酸化物（ NO_x ）及び浮遊粒子状物質（SPM）による大気汚染が深刻な状況にあり、その対策が急務となっています。

このため、本研究では、道路沿道や道路壁に省スペースで設置可能な NO_x と SPM を同時除去できる装置の開発を目指し、これまでに開発してきた「ディーゼル排気粒子除去用の自然通風型電気集じん装置」に、 NO_x の浄化システムとして期待されている高活性炭素繊維製のフェンスを新たに併設した排ガス処理装置を試作し、その有効性の評価及び沿道等での適用可能性について検討しています。



コンパクト
狭い中央分離帯にも
設置可能

低コスト
自然風の利用
汎用品の使用

高い浄化性能
SPM, NO_x を
同時除去

省メンテ
完全自動運転

コラム（職員の声）

社会の関心を高め、流れを作り出せるような情報の発信を

公害健康被害予防事業の中で、主に大気保全に関する知識の普及・啓発と調査研究に関する業務を担当しています。

知識の普及・啓発では、今、社会でどのようなものが必要とされているかというニーズの把握に積極的に努めるとともに、そのニーズを満足させるものを企画し、形にしていくことが我々の役目であると考えています。事業をタイムリーに行うことも重要であるため、関係部門と連絡を密にとりながら、業務を遂行しています。

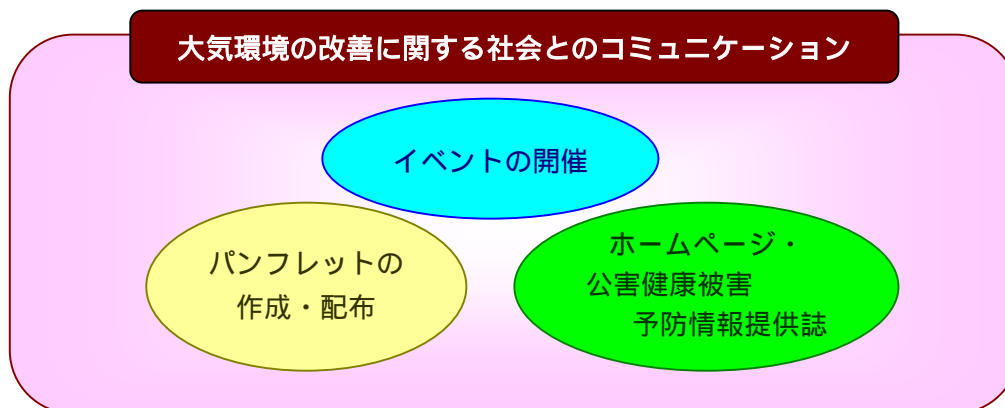
パンフレットの作成や、イベントの開催は、利益目的ではないため、よりよいものにしていこうという高い意識や強い意欲が、事業をよりよくする最大の推進力となります。意識の高い人々に囲まれており、周囲を見習って、自分も事業の更なる改善に役立っていきたいと考えています。この事業は、情報を発信することにより、世の流れを作り出すことも可能であると考えており、今後も積極的な活動を行っていきます。

今年の6月には、環境省等からエコドライブ推進に関するアクションプランが発表されており、エコドライブがより定着するような活動が進められることとなります。機構では、エコドライブ普及に効果的なイベントなど、具体的な施策を行うことが可能であり、部門一丸となって、具体的かつ細やかに各種取組を企画・実現していく予定です。



予防事業部環境改善課
小林 大

機構では、大気環境の改善に関し、地域住民の方々や地方公共団体の担当者、各分野の関係者等を対象に、イベントの開催、パンフレットの作成・配布を行い、知識の普及と啓発を行っています。



イベント

低公害車フェア

低公害車の普及促進を図るために、電気自動車、天然ガス自動車、ハイブリッド自動車等の各種低公害車を一堂に展示するフェアを毎年開催しています。平成 17 年度は、計 5 箇所で開催し、約 261,900 名の方にご来場いただきました。

また、第 39 回東京モーターショーシンポジウムとして、千葉市の幕張メッセ国際会議室において、エコドライブ普及促進を目的とした「目からうろこ！エコドライブってとっても簡単・発見・驚き」を開催しました。



エコライフ・フェア



地球環境や生活環境への関心を高め、生活様式などを環境にやさしいものにしていくことを目的として開催されるエコライフ・フェアに、主催者及び出展者の一員として参加しています。平成 17 年度については、6 月 11 日・12 日に東京都代々木公園ケヤキ並木にて開催され、一人ひとりができる大気環境の改善対策について意識の喚起や具体的行動を呼びかけました。また、機構では、「創ろう！よりよい環境とすこやかな暮らし」をテーマに、機構が実施している業務の紹介や、エコドライブに関する情報提供を行いました。

地球環境や生活環境への関心を高め、生活様式などを環境にやさしいものにしていくことを目的として開催されるエコライフ・フェアに、主催者及び出展者の一員として参加しています。

平成 17 年度については、6 月 11 日・12 日に東京都代々木公園



大気汚染防止キャンペーン



大都市における大気汚染の現状と対策について、関係業界や住民の方々のご理解・ご協力を深めるために、環境省と機構、全国都道府県では、毎年12月を「大気汚染防止推進月間」と定めています。平成17年度も、環境省をはじめとした関係機関と協力して、青空の大切さや、一人ひとりがやるべきことを広く呼びかけるためのポスター公募・掲出等を行いました。

また、エコドライブコンテストも実施し、ドライバーの環境配慮意識の向上や、行政と事業者の連携強化を図りました。

あわせて、紙上キャンペーンとして、新聞等による広報も行いました。

多くの皆様にご応募・ご参加いただきありがとうございました。

・ポスター応募

3,122点（小学生：340点、中学生：2,202点、高校生：382点、その他：198点）

・エコドライブコンテスト参加

事業所数：113事業所（札幌市、東京都、川崎市、名古屋市、北九州市）

参加台数：1,547台

くるま・環境・技術 2005

「愛・地球博」関連プログラムの一環として、平成17年8月2日・3日に、次世代の子供たちを対象として、究極の低公害車といわれている燃料電池自動車や環境問題などへの理解を深めるために、参加・体験型の学習イベントを実施しました。



パンフレット等

各種パンフレット等の配布や、大気環境の改善に関する映画、ビデオ、パネル（低公害車普及パネル・地球温暖化パネル等）等の貸出、環境学習用CD-ROM・低公害車促進普及ビデオの制作などを行っています。ここでは、ほんの一部しかご紹介できませんが、パンフレットやビデオについては、機構ホームページでも、ご紹介しています。

環境保全カレンダー

環境保全のための身近な取組を題材にした年度カレンダー（4月～3月）を作成し、予防事業対象地域の中学校や地方公共団体等に配布しました。



エコドライブ診断装置に係る啓発普及パンフレット

エコドライブ診断装置（ ）を解説したパンフレットを作成し、地方公共団体等に配布しました。

エコドライブ診断装置：自動車からの CO₂ 排出実態を、無線データ回線を利用してリアルタイムに把握し、それに基づく運転状況の診断やアドバイスを基地局から付与することによって「環境にやさしい運転（エコドライブ）」を実践させる装置



予防情報提供

健康被害予防事業を通じて得られた大気汚染の改善等に関する最新の知見や情報について、わかりやすく、使いやすい形で、幅広くご提供しています。

予防情報提供誌

機構主催のイベントや地方公共団体の動向等について、最新情報を掲載した「健康被害予防事業だより」を、健康被害予防事業を推進する立場にある地方公共団体の担当者や環境関連分野の専門家、拠出事業者等を対象に刊行しています。（年 2 回）



ホームページ

機構ホームページにおいて、「大気環境の情報館」等のコーナーで、最新の情報を随時提供しています。

平成 17 年度ホームページアクセス件数

- ・大気環境の情報館 約 72 千件
- ・エコカーワールド 約 45 千件
- ・地球温暖化 約 360 千件



環境再生保全機構ホームページ
URL : <http://www.erca.go.jp>

事業を遂行していくためには、手続等において、紙の書類が必要とされます。再生紙の利用を促進するとともに、電子化の推進などで、紙そのものの使用量を削減する取組も行っています。

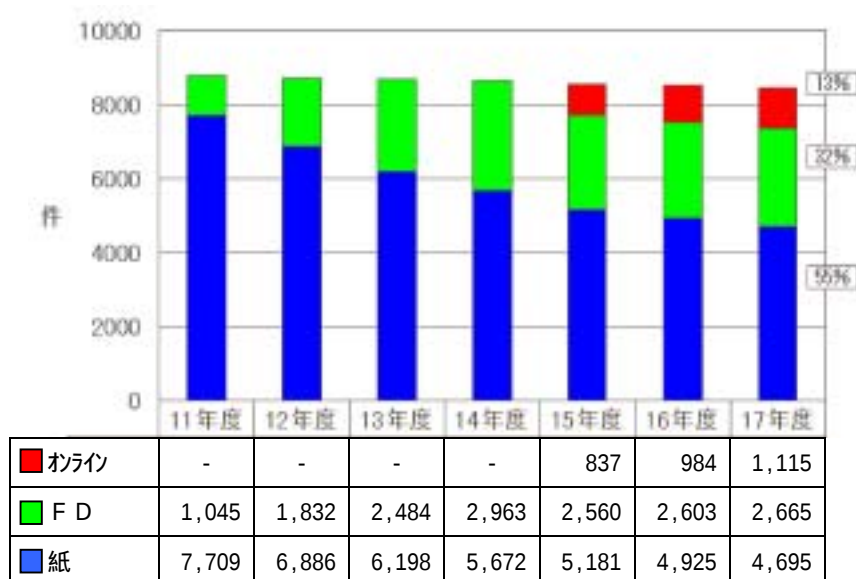
電子化推進によるペーパーレス化

機構では、汚染負荷量賦課金申告に関し、平成 11 年度よりフロッピーディスク（F D）による申告を導入したのに続き、平成 15 年度よりオンライン申告を導入し、事業所の皆様における申告事務の軽減を図るとともに、申告の電子化による申告関係書類のペーパーレス化について、推進しています。

平成 17 年度では、約 45%の事業所においてフロッピーディスク又はオンラインによる申告を行っていただき、その比率は年々増加してきています。

また、内部の事務処理においても、納付義務者の名称や住所の変更作業等、従来用紙を必要としていた作業のペーパーレス化推進も図っており、平成 17 年度は、12,000 件あまりの変更関連作業等においても、ペーパーレスでの対応を行いました。

■ 申告方式別申告事業所数推移



平成 17 年度申告者数 8,475 件（本部 6,454 件 支部 2,021 件）

コラム（職員の声）

相手の立場にたって厳しい視点で日々の業務改善を

公害健康被害補償業務では、事業者の方々に、汚染負荷量賦課金の申告・納付を行っていただく必要があります。賦課金申告においては、事業者の方々が申告しやすいように、申告していただく皆様の立場で物事を考えるように心掛けています。本報告書でもご紹介しているように、汚染負荷量賦課金の申告を、紙の他にフロッピーディスクやオンラインでも行うことができるようにしたのも、事業者の皆様の負担を軽減するためという考え方が活かされています。多様な申告方法を導入した後も、毎年、問題点を取りまとめて、少しでも使い勝手が良くなるように、改善を重ねています。

どの業務においても言えることですが、常に危機感を持ち、自ら行う仕事に対して厳しい視点を忘れずに取り組んでいくことが大切であると考えています。



補償業務部管理徴収課
杉崎 浩和



3) 地球環境基金事業

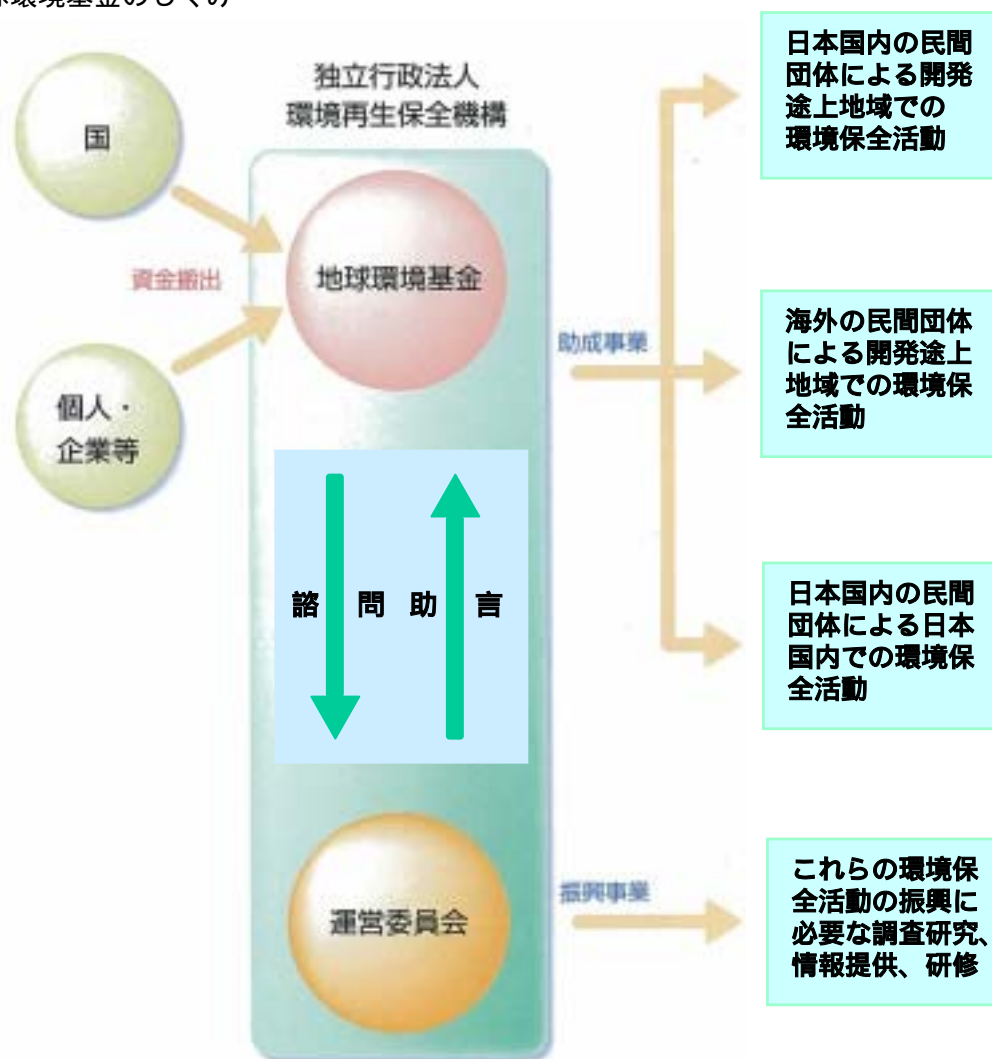
事業概要

オゾン層の破壊や地球温暖化、砂漠化、酸性雨など、地球環境問題が深刻化する中、平成4年にブラジルのリオ・デ・ジャネイロで開催された「環境と開発に関する国際連合会議（通称、地球サミット）」において、民間活動の重要性が認識されたことを契機として、「地球環境基金」は平成5年に創設されました。



「地球環境基金」は、国の出資金と民間からの寄付金によって造成される基金で、その運用益（利息）と国からの運営費交付金によって、日本国内及び開発途上地域の環境保全に取り組む世界中の民間団体（NGO、NPO）の活動を支援する助成事業（環境保全活動を行う国内外の民間団体への活動資金の助成）及び振興事業（民間団体の環境保全活動の振興に必要な調査研究、情報提供、研修）を行っています。

■ 地球環境基金のしくみ



助成金の交付等の基金業務を適正に行うため、各界の有識者による地球環境基金運営委員会が設置されています。

地球環境基金による支援の内容は、直接的に NGO の環境保全活動へ資金助成を行う助成事業と、間接的に NGO のための基盤整備として調査研究、情報提供、研修を行う振興事業の二本立てとなっています。

第一の事業である助成事業の対象団体は、法律上「民間の発意に基づき活動を行う法人その他の団体」と規定され、財団法人、社団法人、特定非営利活動法人（NPO）のほか、一定の条件を満たす法人格のない団体なども対象としています。

また、助成対象活動は、

- イ 国内民間団体による開発途上地域での環境保全活動
- ロ 海外民間団体による開発途上地域での環境保全活動
- ハ 国内民間団体による国内での環境保全活動

助成の対象となるのは、

自然保護・保全・復元	森林保全・緑化	砂漠化防止
大気・水・土壌環境保全	地球温暖化防止	循環型社会形成
環境保全型農業等	環境教育	
その他（国際会議の開催、国際的なネットワークの形成等）		

となっています。その詳細は、関係法令、交付要綱等で定められていますが、環境 NGO の多様なニーズに応えられるように、イ及びロの開発途上地域での案件は、住民等の参加を得て、植林、野生生物保護などを行う実践活動、現地の住民等が自らこれらの活動を行うために必要な知識の提供、これらの活動のための調査研究や国際会議等を、また、ハの国内案件では、広範な市民の参加によるリサイクル、緑化等の実践、広く国民に対する環境保全に関する普及啓発、これらの活動のための調査研究等をそれぞれ対象としています。募集時期は毎年 1 月となっており、募集要項は年末に発表しています。詳しくは、機構ホームページをご参照ください。

ここでは、平成 17 年度に各環境 NGO が地球環境基金の助成により活動した事例を、イ、ロ及びハの助成対象活動別に、各々 1 つの団体について紹介します。

なお、平成 17 年度に地球環境基金の助成により活動した全ての事例等を紹介した「地球環境基金平成 17 年度活動報告集」を製作するとともに、機構のホームページでも掲載する予定です（平成 5 年度～16 年度の「地球環境基金活動報告集」については機構のホームページに掲載されています）。

■ 地球環境基金助成採択件数及び確定額の推移

区分	単位	H05 年度～ H14 年度	H15 年度	H16 年度	H17 年度
イ	件数	771	61	58	57
	百万円	3,541	279	247	235
ロ	件数	186	13	7	9
	百万円	749	43	22	31
ハ	件数	1,009	142	138	136
	百万円	2,736	443	446	438
合計	件数	1,966	216	203	202
	百万円	7,026	765	715	704

平成 17 年度に各環境 NGO が地球環境基金の助成により活動した事例

この項目の以下の文章は、「地球環境基金平成 17 年度活動報告集」(前ページ参照) 製作のため、各団体からいただいた原文のままを掲載しています。

イ．国内民間団体による開発途上地域での環境保全活動

団体名	アイユーゴー — 途上国の人と共に 【 HP: http://aiyugo.fc2web.com/ 】
活動名	タイ北部における少数民族の地域農業の普及と指導的役割を果たすリーダーの育成ならびに森林保全のための農村開発
活動地域	タイ王国 メーホンソン県 パーンマパー郡
分野	環境保全型農業等
本プロジェクト助成継続年数：1 年目、助成金額：2, 248 千円	

活動の背景と目的

本活動の目的は、タイ北部のメーホンソン県パーンマパー郡タムロート区に居住するカレン族・赤ラフ族・カレン族・シャン族たちのような山岳少数民族が、取り組もうとする自らの経済的自立と森林環境の保全のための植林活動に対して支援することにある。タイ政府は環境保全のため森林伐採を禁止した。それにより、この少数民族たちは、焼畑(移動)農法をやめ、電気もない、幹線道路からのアクセスが極めて困難な場所に定住を強いられ、山の斜面(傾斜角度; 約 20 度)を利用して、食糧であるトウモロコシと米(陸稲)を栽培することになった。しかし、度重なる豪雨や栽培方法が未熟なため、収穫は、年々減少した。

そこで荒地に有機農法を導入して開墾し、農民たちの生活の向上と森林保全のための活動を支援することになった。有機栽培を駆使して、森林保全ならびに換金作物の栽培と管理、販売が可能になると、パイロット事業として、周辺の貧困に苦しむ村には朗報となる。



ミャンマーとの国境周辺の少数民族の村

活動の概要

タイ政府の定住政策と森林局の厳しい伐採禁止により、焼畑(移動)農法が不可能となった少数民族が偏狭の地で自給生活を強いられている。本事業は、開発情報指導センター(*)がその山岳少数民族たちに農法の実践指導を行い、苗木(マンゴ、コーヒー、マカデミアナッツなど)と作業に必要な用具などを無償供与し、指導員による巡回指導や個別相談などのフォローアップを実施する支援である。開始に先立って、本会のスタッフ、対象となる村、当センターの3者で事業に関する契約を結び、細かい活動の打ち合わせ、さらに開発情報指導センターによる指導内容と期間の確認を行った。植林作業は各村人たちが行った。また、日本から専門家を派遣し、当センター関係者ならびに村のリーダーたちと有機栽培の技術交換を行った。

*開発情報指導センターとは、2003年度にパンマパー郡ワナルアン村において、アイユーゴーと住民たちが組織した「開発のための情報支援センター」である。すでに、セミナールーム、宿舎が建設され、現在センター横でパイロットファームが造成されている。

活動の結果と効果

対象となる村からの各代表は、農林業に携わった経験者である当センターの指導員から植林・栽培方法の指導を受け、村に帰り、村人たちにそれらを教え、自分たちの経済的自立への道を切り開いていった。その結果、より多くの村人が指導員から直接指導を受けたいとの希望が出たほどであった。またパンマパー郡においての効果は村人ばかりではない。当センターが村人たちに、さらに多くの新たなあるいは適正な農業技術を提供することによって、地域農業の普及・指導的役割を果たすより多くのリーダーを育成することが可能であるという展望が開かれたのだ。当センターが農業の開発情報指導センターとしての機能を持つことから、指導の成果などの広報も可能になった。

今後は、当センターを中心に専門技術員や改良普及員が優れた経営体や農業者を育成し、さらには環境保全への配慮、地域特性を生かした営農システム、流通体制の整備、農村生活環境の整備などを対象とした農業者らを中心とする地域農業の活性化などを図られることが期待されている。

ロ．海外民間団体による開発途上地域での環境保全活動

団体名	African Wildlife Foundation Trust, Botswana 【 HP: http://www.awf.org/ 】
活動名	住民参加による大型肉食獣の調査・国境を越えた保護管理計画策定・保護管理策の実施(ボツワナ、ナミビア)ー フェーズ
活動地域	ボツワナ共和国・ナミビア共和国
分野	自然保護・保全・復元
本プロジェクト助成継続年数：2年目、助成金額：3,728千円	



活動の背景と目的

活動開始の背景

ライオンはアフリカ大陸に広く分布するが、人や家畜に被害を与えるため、各地で害獣として合法・非合法の駆除が盛んに行われ、生息数は種として危険なレベルまで減少してしまった。特にカズングラ地域では、ナミビアの多くの牧畜・農耕民が生活する地域と、ボツワナやジンバブエの保護区とが隣接しており、ライオンやハイエナによる被害があり、住民による駆除もあると考えられる。この地域では肉食獣と人の競合が厳しい形で存在し、大型肉食獣の将来は楽観視できる状況にはない。生態系の頂点に位置する大型肉食獣の減少はその他の野生動物個体群にも極端な不安定化をもたらすことになる。

活動の当初目的

カズングラ地域における肉食獣と人の競合の実態を科学的に把握し、各国保護当局の国境を越えた協調的な施策の実施と、具体的で効果的な地域住民に対する働きかけを実施することによって、南部アフリカ諸国のライオンなど大型肉食獣の個体数を維持し、住民との共存の方法を探ることを目的とする。



活動の概要

活動の直接実施者

AWF の若手研究者のゴシアメ・ネオ - マウペレンゲ

手法

1. ライオンに装着した GPS 付発信機から位置の記録を回収する。さらにライオン及びハイエナに新規に GPS 付発信機を装着すると共に、観察による記録も行う。
2. 各国保護当局担当者などと情報交換、保護管理法を提言する。

規模

カズングラ地域のチョベ川流域とナミビア側の 5 集落が対象。発信機は新規に 6 台購入した。

実施時期・期間

助成を受ける前の 2004 年 2 月から一部開始しており、現在まで継続している。

参加者・協力者

ボツワナ野生生物国立公園局の獣医師（ライオンの麻酔）、地域で活動をする他の NGO（Integrated Rural Development and Nature Conservation：IRDNC）、研究者（Hwange Lion Research Project）などの協力を得た。



活動の結果と効果

助成活動による環境面の直接効果

発信機および GPS 付き首輪による位置情報の蓄積および住民への聞きとり調査により、チョベ川流域のライオンの動向が明確になると共に、地域住民への被害状況も明確になった。活動結果の発信により、地域住民や観光業者の大型肉食獣に対する関心、理解が進んだ。

間接的波及効果

国境を挟んだ保護施策や地域住民と野生動物の共存に向けた施策の基礎データが得られ始め、カズングラ地域の大型肉食獣の保護、野生動物個体群の安定への貢献が期待できる。

今後の課題

地域 NGO である IRDNC との関係修復。また、大型肉食獣の行動範囲は広いため、調査地域を拡大して観察を継続していく必要がある。このためには継続的な住民の協力、住民参加のモニタリングが必要である。



GPS 発信機付き首輪を装着したライオンの群れ

八．国内民間団体による国内での環境保全活動

団体名	アーバンエコロジー東京 【 HP: http://urbanecology.jp/tokyo/ 】
活動名	東京自転車グリーンマップの製作
活動地域	東京都
分野	地球温暖化防止
本プロジェクト助成継続年数：1年目、助成金額：3,200千円	



活動の背景と目的

地球温暖化につながる化石燃料の消費を減らし、排気ガスによる環境の悪化を改善するために、自転車は有効な都市内交通手段として見直されている。

欧州諸国では自転車利用を推進させるための、自転車専用レーンの設置、公共交通への自転車の持ち込み許可、公共レンタサイクル整備等が進められている。米国でも連邦政府による地球温暖化防止策として自転車の利用促進が含められ、自転車マスタープランの制定に補助金が出る。

それに対し、我が国では政府の「地球温暖化対策推進大綱」において、自転車利用環境整備の推進が位置付けられているにも関わらず、その具体化が遅れている。自転車マスタープランはおろか、自転車を総合的に把握する役所のセクションが不在である。アーバンエコロジー東京は、自転車の総合的な利用を促進するために、市民による唱道活動をすすめることで意見を集約し、市民主導でニーズの定義をすることを活動の目的としている。



活動の概要

◎「東京自転車グリーンマップ」の企画・制作

東京自転車グリーンマップは、インターネット上の地図情報システムを活用し、市民の力で自転車活用に有効な情報を蓄積していく。行政にとっては継続的な取り組みが難しい自転車環境整備というテーマについて、最も新しい情報が集積されるサイトになるはずである。世界共通のグリーンマップアイコンの他、自転車利用者に必要な情報を表す独自アイコンも使われている。登録された情報の有効性を保証するために、記入された情報と記入者について、利用者が評価をするという、情報評価のシステムが取り入れられているのが特徴である。

◎「アースデイ自転車ライド」の実施

都心の自転車走行をより多くの人に体験してもらうために、2005 東京アースデイ自転車ライドを実施した。自転車に乗れば毎日がアースデイ(Everyday Earthday)を標語として、都市で自転車の利用推進をアピールすることが、アースデイ自転車ライドの主な目的である。



活動の結果と効果

1. 前年度に明確化された仕様にもとづき、東京自転車グリーンマップのプログラミングを行った。本年度の作業に完璧なタイミングで Google Map の仕様が公開され、非常に使いやすいユーザーインターフェースを取り入れることができたのは幸運であった。プロの技術者と、会のコアメンバーが膝をつき合わせて開発に励んだ結果、市民活動ならではの特徴をもったプログラムができた。早速、情報をもっている人が、自分のよく知っている地区の詳細情報を登録している。外国の都市でもこのシステムを利用したいという問い合わせもあり、地域を越えた市民活動の連携のきっかけ作りとしての可能性も見えてきた。

2. 2年目となった東京アースデイ自転車ライドは271人と、予想外に多くの参加者があった。集合地点では一枚の大きな地図に自宅からの経路を書込んでもらい、ホラ貝の合図でスタート、都心の新緑を駆け抜けて皇居のパレスサイクリングを楽しむ、という定番のパターンが定着しそうである。



東京自転車グリーンマップの画面

コラム（職員の声）

事業をより多くの方々に知っていただけるように

民間団体（NGO・NPO）による環境保全活動への資金の助成と振興を図る支援業務を担当しています。各種プロジェクトに対する助成を行う関係上、助成を行う団体の担当者の方々とのやり取りが多いです。助成を行う側、助成を受ける側、立場は異なりますが、環境保全という目的に向かって、協力して進んでいけるよう業務を進めています。また、資金に関するやり取りが多いのですが、フランクにいろいろな話ができる雰囲気作りを心掛けています。団体の担当者の方々が、助成に関することだけではなく、いろいろな話をしてくださったり、相談を持ちかけてくださったりした時には、うれしく感じますね。

振興事業においては、人材育成や市民に広く周知を図るための講座を開催しており、NGO・NPO スタッフや外部講師の方々と関わる機会が多いです。地球環境基金事業をより理解していただき、更にニーズの高い講座を提案できるよう、直接会って話ができる機会を多く持つようにしています。色々な方の話から学ぶことも多々あります。平成17年度に岡山で開催された「環境NGOと市民の集い」では、一般の方々、NGO・NPOの方々との活発な意見のやり取りがあって、大変有意義に感じました。

今後も、地球環境基金事業を多くの方に広く知っていただくよう、努めていきたいと思っています。



地球環境基金部企画振興課
兼 地球環境基金課
日野 和重（写真中央）

環境保全活動に関する幅広い情報提供や人材育成支援を行っています。

機構では、環境保全活動を実施している民間団体（NGO・NPO）や国民の皆様に対し、環境保全活動に関する情報の提供や人材育成のための支援等、民間団体活動の基盤を強化するために以下の事業（民間活動振興事業）を実施しています。



調査事業

平成 18 年版環境 NGO 総覧作成調査

地球環境保全に関する民間団体の支援業務に資することを目的とした、「平成 18 年版環境 NGO 総覧」（ ）を作成するために、国内外の環境保全活動を行っている民間団体の活動状況等に関する調査を実施しました。



（平成 16 年版）

環境 NGO 総覧

全国の民間環境活動団体の最新の所在や活動概要等が掲載されている冊子及び CD-ROM です。我が国最大の環境団体データベースであり、日本における環境活動等の基礎資料として、「環境白書」をはじめ、さまざまな場で活用されているほか、これから環境活動に参加しようとしている一般の方々に情報を提供し活用されています。なお、平成 16 年版については、機構のホームページでもご覧いただけます。

環境保全に関する協働活動推進モデル事業（環境創造リーグ事業）

環境保全上の課題を解決し、よりよい環境の創出に向けて効果的な環境保全活動を継続していくためには、住民の方々や環境 NGO 等の民間団体、企業、行政等が連携・協力体制を構築していくことが重要とされています。

このために、各主体間を啓発し、その間を調整していくしっかりとした専任スタッフを有する事務局を持った協働活動を実施するための枠組み（環境創造リーグ）を構築・協定し、具体的な事業計画（協働活動計画）を策定して環境保全活動を実施していく組織（民間団体）の設立と運営を支援する事業を行っています。

この事業については、5 年計画で取り組んでいます。平成 15 年度に神奈川地区及び三重地区において、平成 16 年度には愛知・三重・岐阜地区において組織の立ち上げを行いました。

不登校・引きこもり児童等の環境教育による回復支援調査事業

平成 15 年に「環境の保全のための意欲の増進及び環境教育の推進に関する法律」が成立したことに関連し、特に社会的な問題である、不登校・ひきこもりの児童生徒に対する自然環境の体験

等環境教育による心の回復、社会参加を促すための支援事業をモデル事業として行い、環境教育が心のひずみを抱える児童等の自立支援のための効果について調査研究を行いました(平成15年度～17年度)。



研修(地球環境市民大学校)事業

環境NGOを担う人材の育成や、環境NGOの活動を積極的に支援する人や組織を開発し相互の交流とネットワークを構築するために、「地球環境市民大学校」の枠組みのもと、下記のとおり各種研修事業を実施しました。



環境NGOと市民の集い
平成18年1月28日 於：仙台市

■地球環境市民大学校開催実績(平成17年度)

研修名		開催場所	参加者数(人)	実施時期
環境NGOと市民の集い		仙台市	80	1/28
		東京都(Part-1)	150	10/22
		東京都(Part-2)	210	11/23
		東京都(Part-3)	160	1/21
		名古屋市	99	12/15
		京都市	140	1/21
		岡山市	108	1/22
		北九州市	100	10/23
環境NGOのための 組織マネジメント講座		札幌市	34	12/3,4
		川崎市	31	1/28,2/4
		名古屋市	16	12/11,23
		奈良県	24	1/28,29
		広島県	17	1/28,29
		福岡県	24	1/21,22
環境保全協働 コーディネーター養成講座		盛岡市	19	11/26,27
		東京都	30	1/24,31,2/7,14
		松本市	26	1/21,22
		京都府	31	12/3,4
		倉敷市	25	3/18,19
		川北町	38	10/29,30,11/26
海外派遣研修短期コース		東ティモール、 インドネシア	6	8/30～9/12
インターンシップ研修(国内)		東京都、京都府	3	9月～2月
自然保護戦略講座		大阪府	52	2/4,5
会計講座	初級	東京都	28	10/5,12,20,26
	中級	東京都	29	11/2,9,16,30
	初級	大阪府	18	12/3,4,10,17
国際協力講座		山梨県	24	2/18,19
環境アセスメント講座		東京都	34	2/4,18



4) その他の事業

機構では、環境に関する様々な業務を行っています。これらの業務について、簡単にご紹介します。

PCB 廃棄物処理助成事業

PCB (Poly Chlorinated Biphenyl の略称、ポリ塩化ビフェニル化合物の総称。電気を通しにくい、燃えにくいなど工業的に優れた特性を持つことから電気機器や熱媒体として幅広く使用されていました。) については、昭和 43 年に発生したカネミ油症事件 (PCB が混入した米ぬか油による食中毒) が大きな社会問題となりました。

PCB は昭和 47 年に製造が中止されましたが、PCB 廃棄物



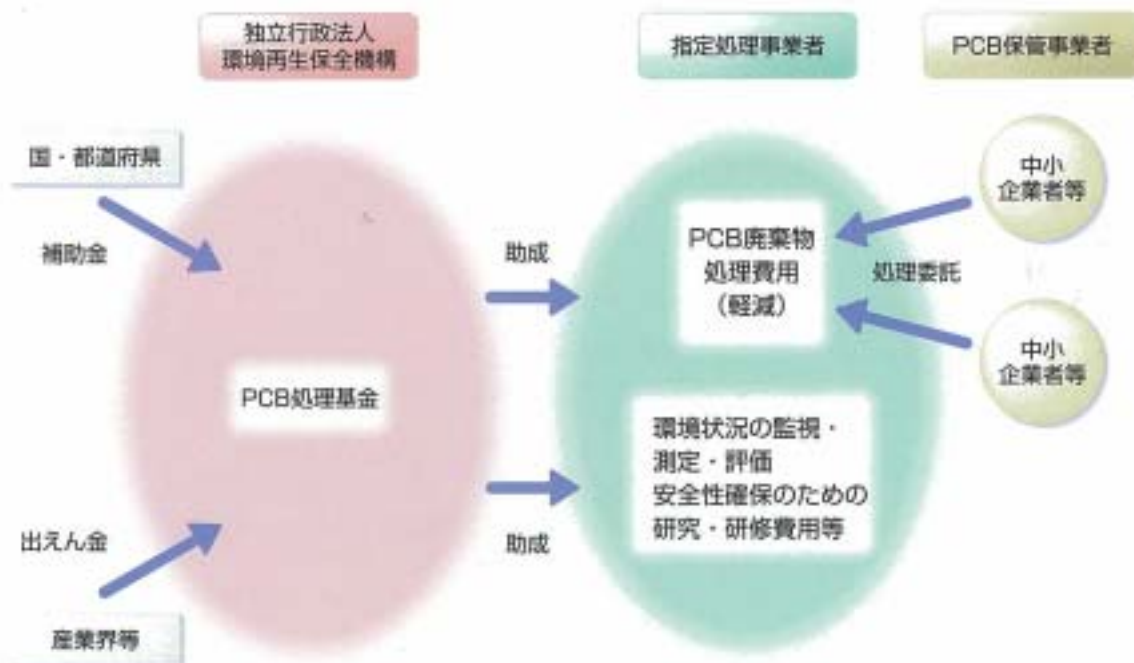
コンデンサ (熱交換器)



トランス (変圧器)

(PCB 入りの電気機器等) の処理施設の整備は難しく、長期にわたり処理されずに事業者によって保管され続けています。そこで、社会的に PCB の早期処理が求められたことから、平成 13 年に、「ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法」が制定され、これにより PCB 廃棄物を保管する事業者は平成 28 年 7 月 15 日までに PCB 廃棄物を処分することが義務付けられました。機構では、PCB 廃棄物の速やかな処理を推進するために設置された「PCB 廃棄物処理基金」に係る業務を実施しています。

「PCB 廃棄物処理基金」は、国、都道府県からの補助金と産業界等民間からの出えん金により造成され、環境大臣が指定した PCB 廃棄物処理事業者に対し、中小企業者等が保管する PCB 廃棄物の処理費用の軽減及び PCB 廃棄物を処理する際の周辺の環境状況の監視・測定、安全性確保のための研究・研修等の促進を図ることを目的として助成を行っています。



最終処分場維持管理積立金管理業務

廃棄物最終処分場は、埋立が終わった後も環境に影響がない状態になるまでの一定期間、浸出する汚水等の処理が必要なため、これに要する費用を、環境省令で定める最終処分場の設置者が、「維持管理積立金」として埋立期間中に機構に積み立てておくことが法律（廃棄物の処理及び清掃に関する法律）により義務づけられています。

機構は、廃棄物最終処分場の設置者が汚水等の処理を完了するまで、積み立てられた維持管理積立金を預かり管理します。



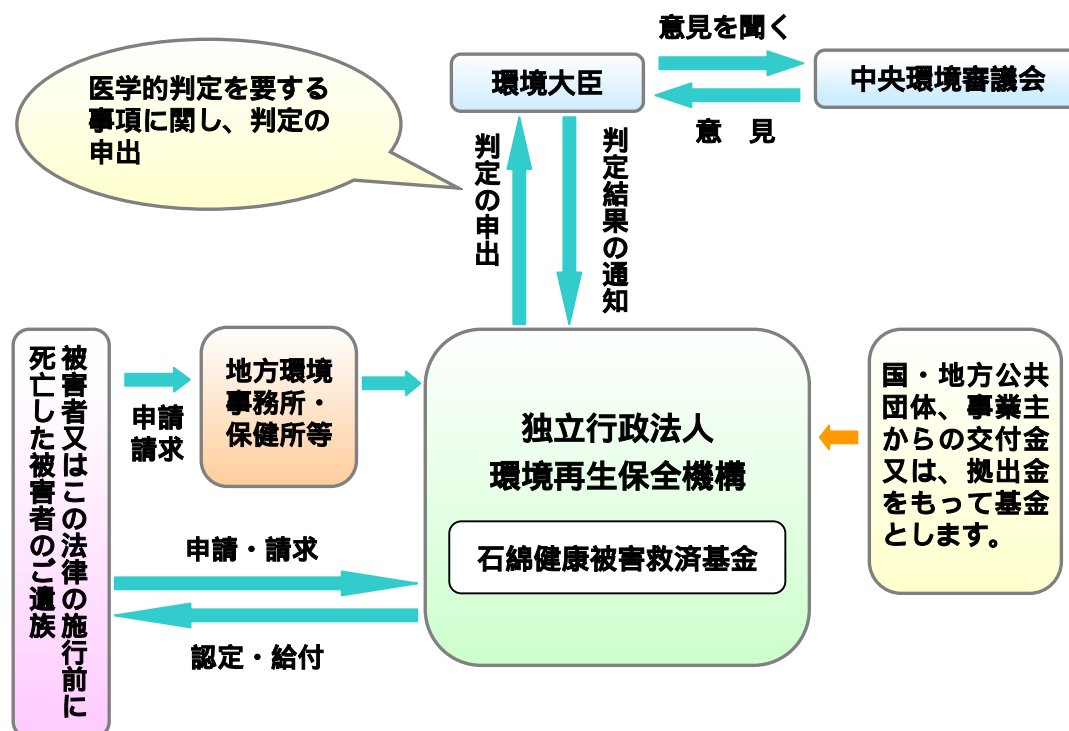
石綿健康被害救済業務

石綿健康被害救済業務では、石綿を吸入して中皮腫や肺がんになられた方や、労災保険の対象とならないご遺族やご家族及び一般の方々を対象として、医療費や葬祭料などの救済給付を行っています。

石綿は、耐熱・絶縁性に優れ、柔らかく加工しやすいことから、建築材料や塗料などさまざまな製品に用いられてきました。1950年代から世界各地で石綿による被害が明らかとなり、日本でも70年代から石綿の使用が規制されるようになりました。しかし、石綿が原因で発症する中皮腫や肺がんは潜伏期間が30～40年と非常に長いため、今後とも被害者が増えることが予想されます。また、石綿が長期間にわたって日本で幅広くかつ大量に使用されてきたことなどから、個々の被害の責任を特定するのが極めて困難であり、何の補償も受けられられずに亡くられる方も少なくありません。そのため、被害者の方々への迅速な救済を図るために平成18年3月に「石綿による健康被害の救済に係る法律」が施行され、救済制度ができました。本制度にかかる費用は、事業主からの拠出金、国からの交付金及び地方公共団体からの拠出金によって創設された石綿健康被害救済基金より賄われます。

平成17年度は、環境省、厚生労働省と協働して救済制度についての広範な広報活動を行い、制度についての周知を図るとともに、救済給付申請の受付を開始しました。また、機構ホームページに石綿サイトを立ち上げて申請書類のダウンロードを可能にし、相談窓口を設けて制度に関する質問や相談に対応するなど、申請者や請求者へのサービスにも努めています。平成18年度からは、申請者や請求者の個人情報を厳重に管理しつつ、救済給付を行っています。

■ 石綿健康被害救済の概要フロー図



債権管理・回収業務

産業公害を防止するために建設し譲渡した施設（緑地整備関係建設事業、企業団地建設事業、産業廃棄物処理施設建設事業）及び公害防止施設に対する貸付事業に係る債権の管理・回収業務を行っています。

コラム（職員の声）

常に3Rを意識し、シンプルに

石綿健康被害救済業務の広報・会計・保健所との窓口などを担当しています。

新規業務なので、常に自分のやっていることを周りの人に伝え、確認を取りながら、周囲の方々との意識の統一を図るように心掛けています。業務が円滑に進むよう、各自がベクトルをあわせて、それぞれできることを確実にこなしていく姿勢に日々感化されています。また、なるべくシンプルに、分かりやすく業務を行っていくことが、無駄を省くことにつながるのではないかと考えています。

3R（Reduce・Reuse・Recycle）を意識し、用紙についても、リサイクルボックスに入れる前に、裏面が利用できないかをもう一度確認するようにしています（リサイクルの前に、まずリデュース・リユースできないかを考えています）。小さなことですが、部門のリサイクルボックスのところに、「裏面利用可能な紙は専用ボックスに投入し、裏面利用促進に努めてください」というポスターを作って掲示しました。皆様のご相談に的確に回答し、少しでも力になっていきたいと日々頑張っています。



石綿健康被害救済部企画調整課
唐澤 竜一郎



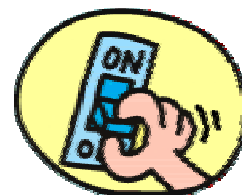
業務における環境配慮



1)「環境配慮のための実行計画」と「環境物品等の調達を図るための方針」

機構では、日常業務の遂行にあたっての「環境配慮のための実行計画」を定めています。この計画に基づいて、エネルギー及び資源の有効利用や節減に努めており、私たちが実行可能な環境に配慮した業務遂行を徹底しています。

実行計画の内容については、当機構の業務が、事務所におけるデスクワークが中心であることを踏まえ、事務所での電気使用量の削減やコピー等の用紙使用量の削減といった項目について目標を定めています。



また、「国等による環境物品等の推進等に関する法律」(平成12年法律第100号)(通称「グリーン購入法」)に基づいて、「環境物品等の調達の推進を図るための方針」を定めており、環境負荷の低減に資する原材料、部品、製品及び役務の調達を推進しています。これについては、機構発足前の平成13年度より毎年度方針を定めて公表するとともに、その実績についても公表しています。

■平成17年度環境配慮のための実行計画【抜粋】(平成17年4月1日)

用紙類の使用量の節減	資料の作成に当たっては、極力簡潔なものとする。
	印刷やコピー枚数は必要最小限とする。
	コピーは両面コピーとする。
	ミスコピー等により不要となった片面コピーの紙類は、情報の漏洩に留意の上、その裏面をメモ用紙等に再利用する。
	個人保有の書類は極力削減し、担当スタッフ共通の書類としてファイリング、または、電子情報として共有フォルダに保存する等保存書類の削減に努める。
	LANの活用により、機構内の連絡等の紙の配布は行わない。
	最終的に不要となった紙類は、分別回収ボックスに入れる。
	委託業務等の報告書は、必要最小限の部数に留める。
電気使用量の削減	使用用紙量を適宜把握する。
	昼休みにパソコンの電源を切る。
	パソコンの電源を切る場合、主電源スイッチのある機器についてはそのスイッチも切る。
	昼休み及び帰宅時にFAX機能のないプリンタ又はコピー機の電源を切る。
	執務室内は昼休みに消灯する。また、各部において帰宅時に各部関係の電灯は消して帰る。
受託業者に対する働きかけ	夏季においては、服装の軽装化の励行により適温確保を図る。
	電気使用量を毎月把握する。
	機構が発注する事業等については、適切な環境保全の取組みがなされるように、入札時および発注時に必要な事項を盛り込むよう働きかける。
その他環境への配慮事項	上水使用の節減を励行する。
	超過勤務の削減等により、タクシーの使用量を削減する。
	冷蔵庫の廃棄の際に、業者に冷媒を回収・破壊させる。
削減目標	用紙使用量：平成16年度を基本として3%削減する。
	電気使用量：平成16年度を基本として3%削減する。

■平成 17 年度環境物品等の調達の推進を図るための方針【抜粋】(平成 17 年 4 月 1 日)

国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律(平成 12 年法第 100 号。以下「法」という。)第 7 条第 1 項の規定に基づき、平成 17 年度における環境物品等の調達の推進を図るための方針(以下「調達方針」という。)を定めたので、同条第 3 項の規定に基づき、公表する。

特定調達物品等の平成 17 年度における調達の目標

平成 17 年度における個別の特定調達物品等(環境物品等の調達の推進に関する基本方針の一部変更について(平成 17 年 2 月 8 日閣議決定)以下「基本方針」という。)に定める特定調達品目毎に判断の基準を満たすものの調達目標は、以下のとおりとする。

なお、基本方針に規定された判断の基準は、あくまでも調達の推進に当たっての一つの目安を示すものであり、できる限り環境への負荷の少ない物品等の調達に努めることとする。

1 紙類・・・調達を実施する品目については、調達目標は 100%とする。

情報用紙(コピー用紙、フォーム用紙等) 印刷用紙(カラー用紙) 等

2 文具類・・・調達を実施する品目については、調達目標は 100%とする。

シャープペンシル、シャープペンシル替芯、ボールペン、マキングペン、鉛筆、スタンプ台、朱肉、ゴム印、回転ゴム印、定規、消しゴム、ステープラー、ステープラー針リムーバー、連射式クリップ(本体) 事務用修正具(テープ) クラフトテープ、粘着テープ(布粘着) 両面粘着紙テープ、製本テープ、ブックスタンド、はさみ、マグネット(玉) マグネット(バー) テープカッター、パンチ(手動) 紙めくりクリーム、OA クリーナー(ウェットタイプ) レターケース、マウスパッド、OA フィルター(デスクトップ(CRT・液晶)用) カッターナイフ、のり(液状)(補充用を含む) のり(固形) のり(テープ) ファイル、バインダー、ファイリング用品、つづりひも、カードケース、事務用封筒(紙製) けい紙・起案用紙、ノート、タックラベル、インデックス、付箋紙、額縁、リサイクルボックス 等

3 機器類・・・調達を実施する品目については、調達目標は 100%とする。

いす、机、ホワイトボード 等

4 OA機器・・・調達を実施する品目については、調達目標は 100%とする。

コピー機等(コピー機、複合機、拡張性のあるデジタルコピー機) プリンタ、ディスプレイ 等

(注)コピー機等(コピー機、複合機、拡張性のあるデジタルコピー機)及びディスプレイは、平成 17 年度に購入する物品及び 17 年度より新たにリース契約を行う物品の調達目標は 100%とし、全体としての調達目標 100%とする。

5 家電製品・・・調達を実施する品目については、調達目標は 100%とする。

電気冷蔵庫等(電気冷蔵庫、電気冷凍庫、電気冷凍冷蔵庫) 電気便座

6 エアコンディショナー等・・・調達を実施する品目については、調達目標は 100%とする。

エアコンディショナー、ガスヒートポンプ式冷暖房機、ストーブ

7 温水器等・・・調達を実施する品目については、調達目標は 100%とする。

電気給湯器、ガス温水機器、石油温水機器、ガス調理機器

8 照明・・・調達を実施する品目については、調達目標は 100%とする。

蛍光灯照明器具、蛍光管

9 自動車・・・平成 17 年度調達予定はない。

10 消火器・・・調達を実施する品目については、調達目標は 100%とする。

- 11 制服・作業服・・・調達を実施する場合は、調達目標は 100%とする。なお、再生ポリエステルが 10%以上使用されている製品を選択する。
- 12 インテリア・寝装・・・調達を実施する品目については、調達目標は 100%とする。なお、再生ポリエステルができる限り多く使用されている製品を調達する。
カーテン、タフテッドカーペット 等
- 13 作業手袋・・・調達を実施する品目については、調達目標は 100%とする。
- 14 その他繊維製品・・・調達を実施する品目については、調達目標は 100%とする。なお、再生ポリエステルができる限り多く使用されている製品を調達する。
テント・シート類（集会用テント、ブルーシート） 等
- 15 設備・・・調達の予定はない。
- 16 公共工事
公共工事の中で、基本方針に位置付けられた資材、建設機械、工法、目的物、電気炉酸化スラグ骨材、及び再生材料を用いた舗装用ブロック類（プレキャスト無筋コンクリート製品）を使用する場合は、原則として、基本方針に定める判断の基準を満足するものを使用するものとする。なお、目標の立て方については、今後、実績の把握を進める中で検討するものとする。
- 17 役務（省エネ診断役務）
省エネルギー診断、食堂、自動車専用タイヤ更正・・・調達の予定はない。
印刷、自動車整備・・・調達目標は 100%とする。

特定調達物品等以外の平成 17 年度に調達を推進する環境物品等及びその調達の目標

- 1 トナーカートリッジを調達する場合は、再生トナーカートリッジの適用可能機種について、再生トナーカートリッジを 100%調達する。
- 2 下敷を調達する場合には、文具類共通の判断の基準を満たすものを 100%調達する。
- 3 上記のほか特定調達品等以外の環境物品等の調達に当たっては、エコマークの認定を受けている製品またはこれと同等のものを調達するよう努める。また、OA 機器、家電製品の調達に際しては、より消費電力が小さく、かつ再生材料を多く使用しているものを調達する。

その他環境物品等の調達の推進に関する事項

- 1 環境再生保全機構内にグリーン調達のための連絡会議を設ける。体制概要は別紙（52 ページ参照）のとおり。
- 2 本調達方針は、本部、大阪事務所及び建設事務所を対象とする。
- 3 調達の実績は、毎年度取りまとめ、機構ホームページで公表する。
- 4 機器類等については、できる限り修理等を行い、長期間の使用に努める。
- 5 調達する品目に応じて、エコマーク等の既存の情報を活用することにより、判断の基準を満たすことにとどまらず、できる限り環境負荷の少ない物品の調達に努める。
- 6 物品等を納入する事業者、役務の提供事業者等に対して、事業者自身が基本方針に準じたグリーン購入を推進するよう働きかけるとともに、物品の納入に際しては、原則として基本方針で定められた自動車を利用するよう働きかける。
- 7 事業者の選定に当たっては、その規模に応じて ISO14001 又は環境活動評価プログラム等により環境管理を行っている者、又は環境報告書を作成している者を優先して考慮するものとする。
- 8 本調達方針に基づく調達担当窓口は、経理部経理課とする。



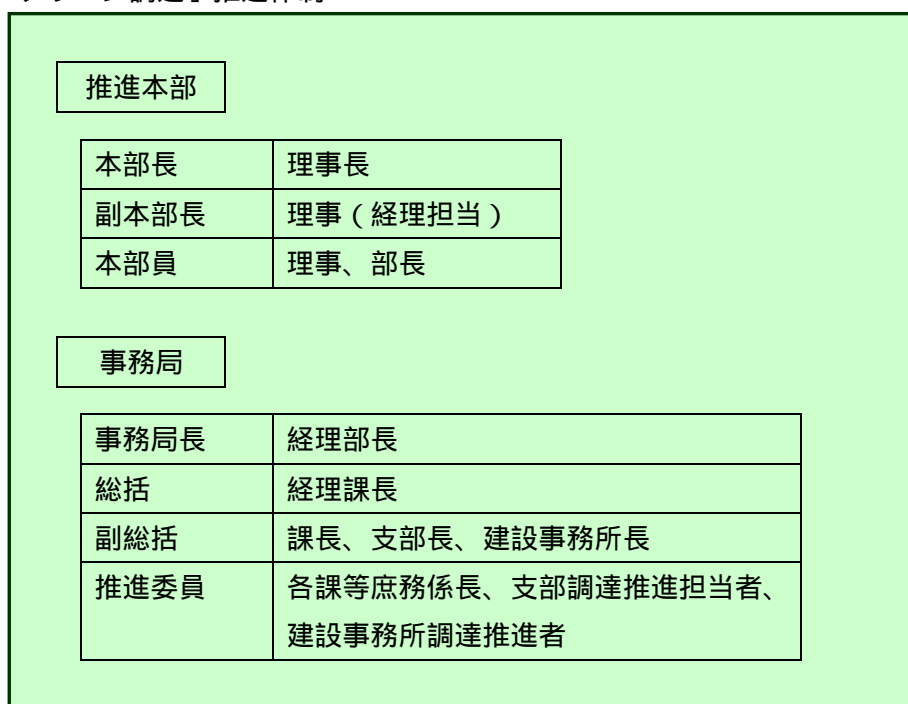
2) 体制及び運営方法



「グリーン調達」推進体制

「環境物品等の調達の推進を図るための方針」を展開していくにあたっては、「グリーン調達」推進体制を定め、機構全体で環境物品等の調達に努めています。

■ 「グリーン調達」推進体制



また、「グリーン調達」推進体制の構築とともに、「物品等の調達にあたっては従来考慮されてきた価格や品質などに加え、環境負荷の低減が可能かどうかを考慮して調達する」旨の呼びかけを定期的に行うことで、全職員等に環境配慮への意識付けも行っています。



3) 今後の取組



基本方針

今回の「環境報告書 2006」の作成を契機として、平成 18 年 9 月に「環境配慮に関する基本方針」を策定しました。

環境配慮に関する基本方針

独立行政法人環境再生保全機構は、環境分野の政策実施機関として、良好な環境の創出その他の環境の保全を図るため、あらゆる業務において、次に掲げる基本方針に従い、環境配慮を進める。

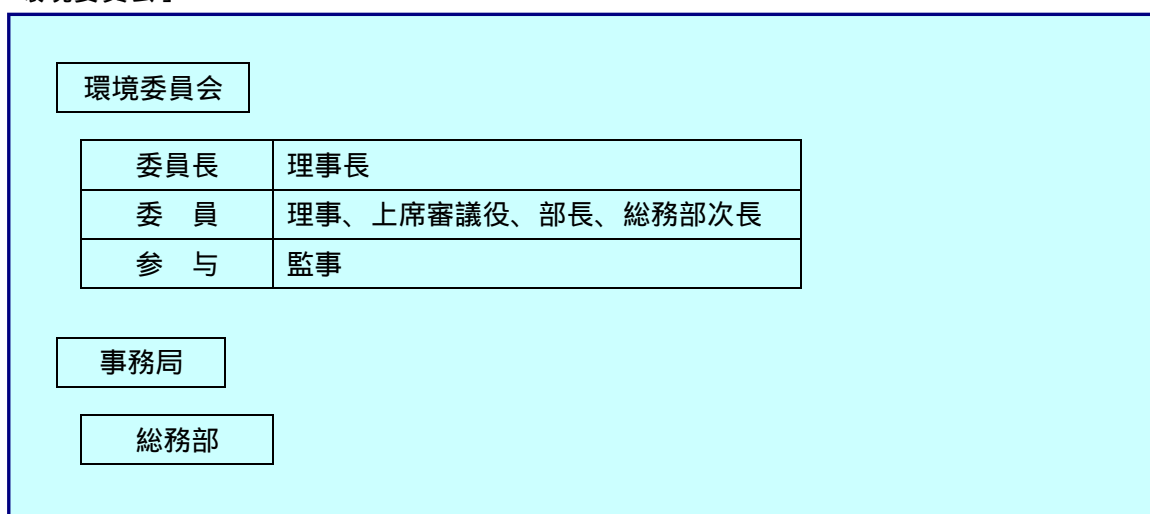
- (1) 業務における環境配慮と環境保全の効果の向上
業務の遂行に当たって、常に環境に配慮し、環境保全の効果の向上を目指し、継続的な改善に努める。
- (2) 法規制等の遵守と自主的取組の実施
環境関連の法規制等を遵守するとともに、自主的取組を実施し、より一層の環境保全を図る。
- (3) 環境への負荷の低減に係る目標の設定
省エネルギー、省資源及び環境物品等の調達に関する目標を設定し、環境への負荷の低減を図る。
- (4) 日常活動における環境配慮
全ての役職員の環境配慮に関する意識の向上を図り、業務遂行時はもちろんのこと、日常活動においても、常に環境配慮に努めるようにする。
- (5) 社会とのコミュニケーション
社会と広く双方向のコミュニケーションを図り、情報開示に努める。



環境委員会

環境配慮の実行計画については、総務部が中心となり、通常の組織体制の下、実行してきましたが、今後は、グリーン調達の推進とあわせて「環境委員会」を設置し、より強固に展開を図っていく予定です。

■「環境委員会」



これまでと同様、グリーン調達の推進を図っていくとともに、電気や用紙の使用量実績について、環境委員会に報告し、実績推移に応じてその後の対策等を検討していく予定です。



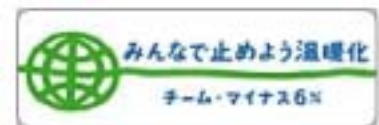
4) オフィスにおける省エネルギー等の活動

地球温暖化防止等は、誰にでもできる身近な活動によっても貢献することができます。私たちも、一人ひとりが、自分自身で行うことが可能である身近な活動からも、環境保全に貢献していきたいと考えています。

機構では、業務の中で大きなウェイトを占めるオフィス活動においても、それぞれ数値目標を定めるなどして、環境負荷の低減に取り組んでいます。

平成 17 年度においては、電気使用量及び用紙類の使用量の削減、グリーン購入の推進に重点をおき、職員一人ひとりが環境分野の政策実施機関の一員であるという自覚の下、実行計画に基づいて各種取組を行いました。

また、平成 17 年度は「チーム・マイナス 6 %」に参加し、クールビズ・ウォームビズを実施するなど、温暖化防止対策への地道な取組も行っています。



総エネルギー投入量

電力使用量の削減

機構の各事務所では、昼休みや退出時における照明の自主的な部分消灯、夏季 28 ・冬季 20 を基準とした冷暖房の適切な温度設定、昼休みのパソコン電源オフ、昼休みや帰宅時における FAX 機能のないプリンタ又はコピー機の電源オフなど、職員一人ひとりが、日常的に身近な省エネルギー対策に取り組んでいます。

■ 電力使用量における環境目標の達成状況

目標項目	単位	16 年度実績 (基準年度)	17 年度目標	17 年度実績	削減量	評価
電力使用量 (本部)	kw/h	282,803	274,319 (対 16 年度比 : 3%削減)	264,540 (対 16 年度比 : 6.47%削減)	18,263	😊
電力使用量 (大阪支部)	kw/h	10,644	10,325 (対 16 年度比 : 3%削減)	9,921 (対 16 年度比 : 6.79%削減)	723	😊
電力使用量 (全体)	kw/h	293,447	284,644 (対 16 年度比 : 3%削減)	274,461 (対 16 年度比 : 6.47%削減)	18,986	😊

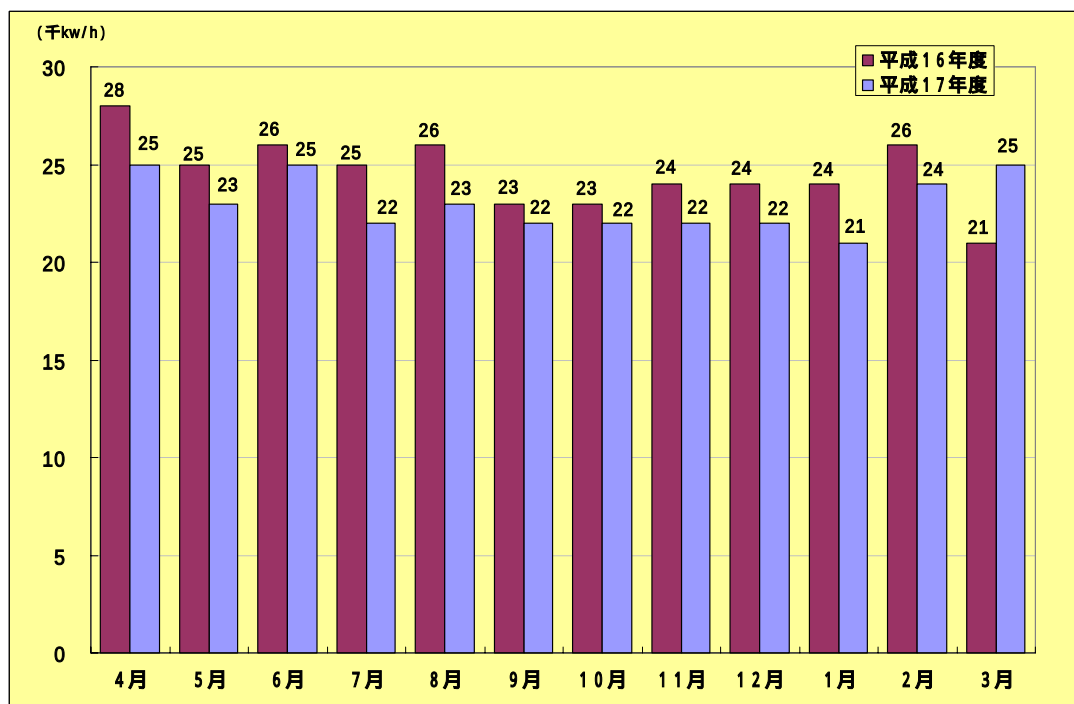
評価基準 😊・・・ 目標達成 😞・・・ 目標未達

この結果、平成 17 年度の電力使用量については、前年度比 3%の削減目標を達成しました。月別にみると、平成 18 年 3 月の電力使用量が前年度比で大きくプラスとなっていますが、その要因として、平成 18 年 3 月に石綿健康被害救済業務が新たに開始され、事務所スペースを拡大したこと等の事情が考えられます。

平成 18 年度については、新規に開始された石綿健康被害救済業務部門を除いて、平成 16 年度比 4%削減の目標を立て、引き続き重要課題として取り組んでいます。なお、石綿健康被害救済業務部

門については、平成 18 年度を基準年度としますが、他部門同様、初年度から電力使用量削減のための取組を進めていきます。

■ 電力使用量実績推移（全体）



総物質投入量

用紙類の使用量の削減

用紙類については、資料の簡素化や両面コピーの推奨、LAN活用による機構内の連絡における紙使用の削減、保存書類の電子化推進などの対策を行いました。

■ 用紙使用量における環境目標の達成状況

目標項目	単位	16 年度実績 (基準年度)	17 年度目標	17 年度実績	削減量	評価
用紙使用量 (本部)	枚	1,862,142	1,806,277 (対 16 年度比 : 3%削減)	1,795,668 (対 16 年度比 : 3.57%削減)	66,474	😊
用紙使用量 (大阪支部)	枚	31,581	30,633 (対 16 年度比 : 3%削減)	36,707 (対 16 年度比 : 16.2%増)	5,126	😞
用紙使用量 (全体)	枚	1,893,723	1,836,911 (対 16 年度比 : 3%削減)	1,832,375 (対 16 年度比 : 3.24%削減)	61,348	😊

評価基準 😊 … 目標達成 😞 … 目標未達

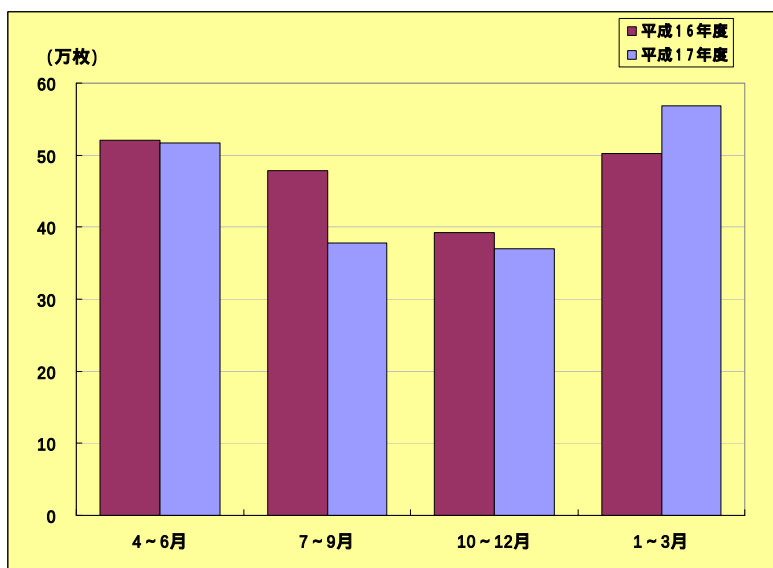
平成 17 年度の用紙の使用量については、本部では、前年度比 3%の削減目標を達成しました。大阪支部については、前年度に比べ増加する結果となりましたが、その要因として、平成 18 年 3 月に石綿健康被害救済業務が新たに開始され、事前準備段階から、大量の印刷物を用意する必要があったこと等の事情が考えられます。本部事務所についても同様の事情がありますが、既存部門におけ

る用紙使用の削減量が目標以上であったため、全体として、石綿健康被害救済業務開始において必要とされた用紙増加分を吸収し、目標を達成することができたと考えられます。

機構全体としては、石綿健康被害救済業務開始に伴う用紙使用量増加という要因はありましたが、既存業務における用紙使用量の削減が目標以上に進んだため、削減目標を上回ることができました。

平成 18 年度については、新規に開始された石綿健康被害救済業務部門を除いて、平成 16 年度比 4%削減の目標を立て、引き続き重要課題として取り組んでいます。なお、石綿健康被害救済業務部門については、平成 18 年度を基準年度としますが、他部門同様、初年度から用紙の使用量削減に向けた取組を進めていきます。

■ 用紙使用量実績推移（全体）



水道水使用量

機構は、ミュージア川崎セントラルタワー等のビルの一部に事務所を構えているため、機構単独での水使用量の把握を行うことはできませんが、本部のあるミュージア川崎セントラルタワーでは、洗面所の水道は、手をかざしたときにだけ水が出るようになっており、蛇口の開けっ放しによる無駄な水の利用を抑制するようになっているなど、節水への配慮が整備されています。

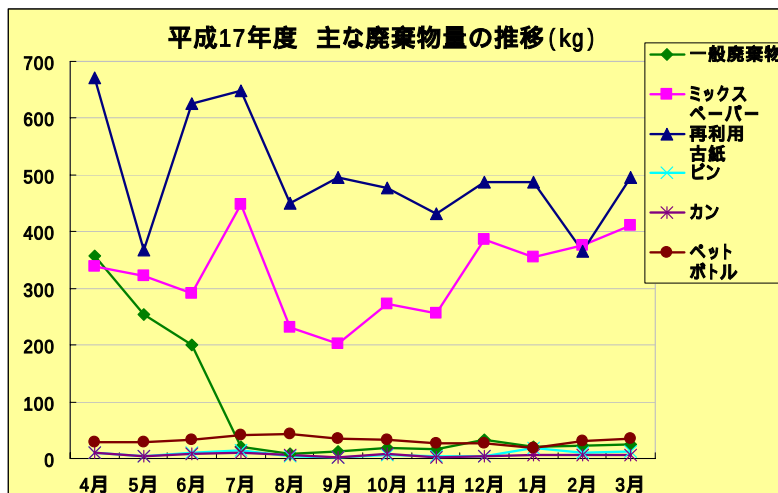
また、職員一人ひとりも節水を心掛け、ビル全体の水の使用量削減に貢献するよう、努めています。



ごみ総排出量

分別回収の徹底

事務所からの一般廃棄物は、分別回収の徹底を強化しています。機構が入居しているビルでは、「ミックスペーパー」「再利用・古紙」「ビン」「カン」など 10 種類の分別が行われ、リサイクルの推進に貢献しています。



■ 分別項目別廃棄量

(単位: kg)

	一般 廃棄物	ミックス ペーパー	再利用 古紙	ビン	カン	ペット ボトル	発泡 スチロール	産業 廃棄物	蛍光灯	乾電池
平成 17 年 4 月	358	338	671	10	11	28	0	62	0	1.0
5 月	253	322	367	5	5	28	0	48	0	1.0
6 月	200	290	625	11	8	34	1	73	0	0.2
7 月	20	448	648	15	10	41	0	97	0	0.0
8 月	9	231	451	3	7	43	0	68	0	0.4
9 月	12	203	496	3	2	35	0	54	0	0.0
10 月	20	273	477	6	9	34	0	54	0	0.2
11 月	16	256	432	5	3	26	0	51	0	0.0
12 月	33	386	487	5	4	26	0	46	0	0.2
平成 18 年 1 月	20	355	487	19	5	18	0	49	0	0.0
2 月	22	375	366	11	6	31	0	73	0	0.4
3 月	24	411	496	13	7	36	0	79	0	0.0
合計	987	3,888	6,002	105	76	379	1	755	0	3.4

平成 17 年度については、分別回収を徹底した結果、一般廃棄物の量が着実に減少しています。今後も、分別回収の徹底を継続するとともに、廃棄物総量の削減など、一層のリサイクル推進を行い、環境負荷の低減に努めていきます。



コラム（職員の声）

当たり前のことを自然体で確実に

総務課では、他部門の事業に属さない業務も取り扱うため、様々な仕事を行っています。その中で、クールビズやウォームビズ、チーム・マイナス 6%に関する取組なども担当し、あらためて環境について考える機会を得ることができました。一人ひとりの取組は小さなものであっても、その積み重ねが大きな環境配慮につながるということをあらためて実感しています。一人だけで行うのは恥ずかしいと感じることも、みんなで継続して取り組めば、それがいつの間にか当たり前になり、堂々として行うことができるようになります。昼休みの消灯なども、その例と言えるのではないかと思います。何事も、「みんなでやれば・・・」という感覚が大切だと思います。



総務部総務課
伊藤 忠良

効率よく時間内で仕事を片付けるといったことだけでも、電気使用量の削減につながります。早寝早起きも、実は環境に配慮した取組といえるのです。環境配慮というと、堅苦しく考えがちになりますが、大上段に構えず、原点に戻って、あたりまえの事を自然体で行っていくことが、実は環境配慮への一つの近道ではないかと、環境配慮に関する取組を推進しながら、感じるようになりました。

家庭においても、ごみの分別は私の担当であったりして、家庭内でも環境配慮の推進委員を任命されているような状況です。

今後も、一つ一つの取組を、確実に進めていきたいと考えています。



5) 環境物品等の調達状況

環境物品の調達率 100%を達成しました。

機構では、平成 13 年 4 月に施行された「国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律」(通称「グリーン購入法」)に基づき、「環境物品等の調達の推進を図るための方針」を定めています。この方針に基づき、調達における数値目標を設定した上で、特定調達物品等()の調達を行っています。また、特定調達物品以外の調達においても調達目標を定め、環境負荷の低減に努めています。

：特定調達物品等

グリーン購入法に基づく、国及び独立行政法人等が重点的に調達を推進すべき環境物品等(環境負荷の低減に効果のある物品やサービス等)の種類(「特定調達品目」)ごとにその判断基準を満たすものを言います。

■ 代表的な品目におけるグリーン調達実施状況(平成 17 年度)

分野	品目	目標値	調達率	評価
紙類	コピー用紙	100%	100%	😊
文具類	ファイル	100%	100%	😊
	事務用封筒	100%	100%	😊
	付箋紙	100%	100%	😊
機器類	いす	100%	100%	😊
	机	100%	100%	😊
O A 機器	コピー機等	100%	100%	😊
役務	印刷	100%	100%	😊

全ての特定調達品目の調達状況については、機構ホームページで公表しています。

評価基準 😊 … 目標達成 ☹ … 目標未達

平成 17 年度は、特定調達品目については、全て調達方針に定めた目標を達成することができました。

また、事務用封筒(紙製)においては、「古紙パルプ配合率 40%以上であること」という判断基準に対して、「古紙パイプ配合率 70%以上」の製品を調達するなど、より高い基準を達成する物品等の調達にも努めました。

特定調達物品以外の環境物品等の調達においても、O A 機器や家電製品の調達に際しては、より消費電力が小さく、かつ再生材料を多く使用しているものを調達するなど、調達全般に渡って、環境を意識した取組を行っています。

更に、物品等の納入事業者の方や役務の提供事業者の方等に対して、事業者自身がグリーン購入を推進するように、また物品の納入等に際しては、原則として低公害車を利用するように働きかけたり、物品等の納入の際は、簡易な包装とするように働きかけたりし、グリーン購入や環境配慮の意識が、機構に関係する方々にも広がるように心掛けています。

また、事業者の選定にあたっては、その規模に応じて ISO14001 又は環境活動評価プログラム等により環境配慮を行っている事業者や、環境報告書を作成している事業者を優先するなど、幅広い観点からグリーン購入を推進しています。

コラム（職員の声）

グリーン購入の考え方を根付かせるために

現在は、機構で支出決定されたものの支払行為を行う会計業務を担当していますが、本報告書でもご紹介しているグリーン購入の推進にも携わってきました。

物品調達にあたっては、値段も大切ですが、グリーン購入の視点を根付かせるように啓発を進めてきました。特殊なものを調達する際も、グリーン購入の方針に合致するものを探すことを徹底しています。特殊なものを調達する際は、グリーン購入の方針に適合するものが少ないケースもあり、業務における機能性を考えると、なかなかそれを満足するものが見つからず、悩ましい思いをすることもあります。一方、一般的な物品については、グリーン購入の方針に適合するものの種類が増えており、環境に配慮した物品を購入しやすくなりましたし、機構内にも、グリーン購入の考え方が根付いてきたと実感しています。

自宅では、草刈や落ち葉拾いをした際に、それを焼かずに、土に埋めて自然に帰すといった窒素酸化物を発生させない取組なども行っています。



経理部会計課
佐藤 康夫



6) 再生紙の利用

事業遂行にあたっては、積極的に再生紙の利用を促進しています。

機構では、皆様に広く事業内容をご理解いただいたり、事業を円滑に推進したりするために、多くのパンフレットなどを作成しています。

また、事業を運営していくにあたっては、皆様方に各種の申請や申告を行っていただく場合もあり、申請書や申告書などの書類も数多くあります。

これらのパンフレットや申請書など、紙を用いた書類に関しては、可能な限り再生紙を使用しています。

例えば、平成 18 年 3 月より開始した石綿健康被害救済業務においても、事業開始にあたって、多くの皆様に事業内容を正しくご理解いただくためにパンフレットを作成し、申請受付開始にあたって、必要な申請様式や記載例を準備しました。

その際、石綿健康被害救済業務開始におけるパンフレットや申請書などの印刷物は、全て再生紙を使用しました。

■ 石綿健康被害救済業務関連印刷物（平成 17 年度）

印 刷 物		部 数
パンフレット	救済給付のしくみ	80,000 部
	アスベストとわたしたちの暮らし	115,000 部
	石綿による健康被害と救済ってなに？	2,000 部
申請の手引き	全体版	80,000 部
	療養者向け	100,000 部
	遺族向け	100,000 部
申請・請求様式及び記載例	全 35 種	各 40,000 部 ~ 130,000 部

コラム（職員の声）

機構ホームページもぜひご覧ください

情報管理係で、社内ネットワークの整備と広報を担当しています。
 普段から、相手や現場の立場に立って業務を進めるように心掛けています。例えば、機構のホームページをご覧いただく方々であったり、社内ネットワークの利用者であったり、ツールを使う方々の利用しやすさを考えて、ホームページやネットワークの構築に努めています。もちろん、機構内で使用するパソコンについては、消費電力なども十分考慮して選定しています。

以前、産廃処理施設関連の業務に携わっていた時には、融資を行った施設が実際に稼働している様子を見ることにより、自分たちの行っていることが現場で役に立っていると感慨深いものがありました。機構ホームページも皆様にご覧いただいてこそ、初めて役に立つものであると言えます。是非、皆様にご覧いただきたいと考えていますので、一度のぞいてみてください。

日頃、買い物をした時には、なるべくレジ袋をもらわないようにするなど、身近な環境配慮の活動にも取り組んでいます。



総務部企画課
磯田 宜子

富士建設事務所における取組

機構には、本部及び大阪支部以外にも、静岡県富士市に富士建設事務所があります。この富士建設事務所は、富士市役所内にあることから、富士市の地球温暖化防止対策実行計画に基づいた環境配慮の取組を行っています。

■富士市の温暖化対策自己チェック項目

目 標	実 施 項 目
電気使用量の削減	勤務時間内の不使用時や昼休み時間は、ＯＡ機器の電源を切る
	帰宅時は、ＯＡ機器の待機電源を切る
	勤務時間前や昼休み時間などの不用時の消灯
	明るい時間帯は窓側照明を消灯する
	計画的な事務執行、夜間残業の削減
	階段を利用し、極力エレベーターを使用しない
燃料使用量の削減	近くの現場には徒歩か自転車で行く
	アイドリングストップ
	空ふかし、急発進、急停車の禁止
	低燃費車の優先的利用
	出張等にはできるだけバス・電車等の公共交通機関を利用する
水使用量の削減	水の流しっぱなしを止め、節水に努める
紙の使用量の削減	両面コピーの徹底
	コピー後はリセット、コピーミスをなくす
	会議資料・事務書類の簡素化を徹底する
	文書の共有化を徹底する
	ファックス送信表はできるだけ省略する
廃棄物の削減	マイカップを使用し、紙コップなど使い捨て容器を使用しない
	ペットボトル、紙等のリサイクルを徹底する



皆様とのコミュニケーション



様々なコミュニケーション

ここまでにもご紹介したように、機構では、環境分野の政策実施機関として、皆様に、広く事業内容をご理解いただくとともに、業務の更なる改善を図るべく、皆様との様々なコミュニケーションを大切にしています。

事業遂行地域の皆様とのコミュニケーション

個別事業を展開していくにあたって、「静岡（富士）地区大気汚染対策緑地建設譲渡事業」の項でご紹介したように、地域の方々とのコミュニケーションを大切にしながら、事業を展開しています。

社会一般とのコミュニケーション

また、環境分野の政策実施機関として、環境関連の様々な情報を提供することによる皆様とのコミュニケーションを積極的に展開しています。「大気環境改善に関するコミュニケーション」の項でご紹介した知識の普及や予防情報の提供、及び「環境保全に資する調査・研究」の項でご紹介した地球環境市民大学校「環境 NGO と市民の集い」も、その一例です。



調査研究事業発表会

さらに、機構で行っている調査研究事業などを広くご紹介する調査研究発表会などを行っています。ここでは、公害健康被害予防事業として実施されている調査研究の成果発表会をご紹介します。この発表会は、ぜん息等の発症予防、健康回復に係る環境保健分野、局地的大気汚染対策に係る大気環境改善分野において、それぞれ毎年 5 月から 6 月にかけて前年度に実施した調査研究の発表を行っています。

研究懇話会（環境保健分野）

平成 17 年度は、5 月 16 日（日）にラピロス六本木織部ホールにおいて、研究者・自治体・産業界などの関係者の参加を得て、「第 6 期大気汚染による健康影響に関する総合的研究」の研究懇話会を開催しました。

環境改善調査研究発表会（大気環境の改善分野）

平成 17 年度は、6 月 28 日（月）に東京厚生年金会館において自治体や一般の方々参加を得て、局地的大気汚染に関する調査研究についての発表会を開催しました。



環境報告書の作成にあたって

本環境報告書は、機構の各部より選出した編集委員からなる「環境報告書 2006 編集委員会」が中心となって作成いたしました。

■ 報告対象組織

本環境報告書は、独立行政法人環境再生保全機構の取組や活動内容について報告しています。

独立行政法人環境再生保全機構

本部	〒212 - 8554 神奈川県川崎市幸区大宮町 1310 番 ミュージア川崎セントラルタワー	電話 044 - 520 - 9501
大阪支部	〒530 - 0002 大阪府大阪市北区曽根崎新地一丁目 1 番 49 号	06 - 6342 - 0780
富士建設 事務所	〒417 - 8601 静岡県富士市永田町一丁目 100 番富士市役所内	0545 - 51 - 0340

■ 報告対象期間

平成 17 年度（平成 17 年 4 月～平成 18 年 3 月）についての取組を中心に掲載しました。

■ 参照ガイドライン

- ・環境省「環境報告書ガイドライン（2003 年度版）」
- ・環境省「環境報告書の記載事項等の手引き」（平成 17 年 12 月）

■ 主な関連公表資料

- ・独立行政法人環境再生保全機構ホームページ（<http://www.erca.go.jp>）
 - ・独立行政法人環境再生保全機構パンフレット
 - ・平成 17 年度業務実績報告書
- 上記資料は、独立行政法人環境再生保全機構ホームページからもご覧いただけます。

■ 次回発行予定

平成 19 年 9 月

環境省「環境報告書の記載事項等の手引き（平成 17 年 12 月）」対照表

「環境報告書の記載事項等の手引き」の項目		本報告書の該当ページ
[1] 事業活動に係る環境配慮の方針等		P 1～5
[2] 主要な事業内容、対象とする事業年度等		P 6～12、P 22～29、P 36、P 46～48、P 63
[3] 事業活動に係る環境配慮の計画		P 49～53
[4] 事業活動に係る環境配慮の取組の体制等		P 52～53
[5] 事業活動に係る環境配慮の取組の状況等		
	総エネルギー投入量	P 54～55
	総物質投入量	P 55～56
	水資源投入量	P 56
	温室効果ガス等の大気への排出量	-
	化学物質の排出量・移動量	-
	総製品生産量又は総商品販売量	-
	廃棄物等総排出量、廃棄物最終処分量	P 56～57
	総排水量	-
	輸送に係る環境負荷の状況	-
	グリーン購入・調達の状況	P 58～59
	その他の環境配慮の取組	P 13～15、P 59～61
[6] 製品・サービス等に係る環境配慮の情報		P 16～18、P 30～31、P 35、P 37～45
[7] その他		
	コミュニケーション	P 19、P 32～34、P 62
	規制の遵守状況	P 20～21

自己評価結果

本環境報告書の発行にあたり、記載内容の信頼性を高めるために、作成部署から独立した立場にある監事による評価を実施いたしました。監事より示された意見は、以下のとおりです。

独立行政法人環境再生保全機構「環境報告書 2006」に対する意見書

平成 18 年 9 月 26 日

独立行政法人環境再生保全機構

理事長 田中 健次 殿

独立行政法人環境再生保全機構

監事 伊藤 一秀

監事 浅野 一磨

独立行政法人環境再生保全機構作成の「環境報告書 2006」に対して評価を行った結果について、以下のとおり報告いたします。

1. 評価の目的

「環境報告書 2006」の信頼性を高めるため、網羅性、正確性、実質性及び中立性の観点から自己評価を実施しました。

2. 実施した手続の内容

環境省「環境報告書の信頼性を高めるための自己評価の手引き[試行版]」を参考として実施しました。

3. 評価対象項目

報告書をお読みいただく皆様へ

組織体制・業務概要

業務における環境配慮

経営理念・経営方針・職員行動指針

環境保全への取組

皆様とのコミュニケーション

4. 評価結果

評価対象項目について自己評価手続を実施した結果、問題は認められませんでした。なお、当機構の業務は法令に基づいて実施されているため、業務の説明等において固い表現や分かりづらい文章となっている箇所もありますが、できるだけ分かり易い表現となるよう改善を期待します。また、「環境保全への取組」では、さらに数値化や図式の工夫、比較可能にすることで関係者の一層の理解を得ることができると考えますが、当機構が環境負荷低減等の活動を直接的に行う立場にないため、記述内容に定量性を欠く面が見られるのはある程度やむを得ないことと考えます。

編集後記

今回、独立行政法人環境再生保全機構では、初めて環境報告書を作成し公表しました。環境配慮促進法の施行に合わせて、平成 17 年 4 月に環境配慮のための実行計画を作成し、電気や用紙類の使用量の削減に取り組んできましたが、削減目標を達成することができ、一安心しているところです。

当機構は、環境保全のための業務を行うことを目的として設立されましたが、オフィスでの業務がほとんどであるため、本報告書を作成し始めた当初は、製品製造工場における環境負荷の削減のように、マテリアルフローなどを図示した定量的で迫力のある環境報告書とするのは難しく感じました。

しかしながら、編集委員会を設置し、また、外部の方を含めいろいろな方と意見交換を進めていく過程でアイデアも浮かび、最終的には面白い環境報告書を作成することができたのではないかと考えています。

この環境報告書が、関係者の皆様と機構との親密なコミュニケーションの一助になればと願っています。

環境報告書 2006 編集委員会事務局一同

